

総代の皆様
総代会には本書を忘
れずにお持ちください



平成30年度

第53回通常総代会

平成29年度事業報告／平成30年度事業計画



成田市農業協同組合

日時／平成30年3月24日
午前9時30分
会場／本所3階大会議室

平成30年度 第53回 通常総代会次第

1. 開 会
2. 組 合 長 挨 拶
3. 来 賓 挨 拶
4. 議 長 選 任
5. 書 記 指 名
6. 議 案 審 議
(第1号議案～第8号議案)
7. 閉 会

J A 綱 領

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう

表紙の紹介

昨年7月、「JA成田市品質向上物流合理化施設自動ラック式低温倉庫」を市内赤荻地区に建設しました。収容能力は2,100t（35,000俵）で、この施設には、石抜機・均質化装置・色彩選別機が装備されています。又、低温保管により有利販売が可能になります。

組合長挨拶

第53回通常総代会を開催するにあたり、ご多忙の中ご来賓の皆様をはじめ多数のご出席を賜わり衷心より御礼申し上げます。

日頃より組合員・総代の皆様方には組織活動ならびに事業運営に特段のご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

本日の総代会は、平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画設定を主題に、定款の変更や監事監査規程の全部改正、役員を選任を含む8議案ならびに附帯決議をご提案申し上げます。

国内景気は「いざなぎ景気」を抜き去り株価の上昇なども牽引し、内外需バランスのとれた拡張局面に入ったと言われておりますが、賃金の上昇が伴わず個人消費を増加させる前向きな循環とは言い難い状況です。また日本銀行がマイナス金利政策を導入して2年が過ぎましたが、企業の設備投資や不動産取引を活性化するなど一定の効果がみられた反面、金融機関の収益を圧迫している状況が続いております。

農業面に於いては、7月の低温や台風、集中豪雨による被害が各地で発生し畑作物や水稲ともに厳しい1年でした。とりわけ県内に於いても畑作物や施設に甚大な被害が発生しました。また農協法改正に伴う規制改革推進会議の動向などJAグループにとって重大な大転換期を迎えております。

このような情勢の中、当JAは組織を挙げて、出向く体制を強化し組合員の声を真摯に受け止め事業展開を図って参りました。

その結果事業収支に於いては信用事業がマイナス金利の影響を受け減益となりましたが、共済事業、経済事業に於いては組合員の皆様のご利用を頂き、総合事業管理を徹底し、計画を上回る94百万円余の剰余金を計上することができました。

昨年7月に完成した品質向上物流合理化施設自動ラック式低温倉庫は、最大保管量35,000俵の内、27,000俵の利用を頂きました。今年は更に利用率を上げ、生産者の労力軽減を図ると共に、品質の均一化に重点を置き、販売力強化を図って参ります。

本年は、農協改革を実践していく最重要年度と認識しており、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標に掲げ、自己改革に取り組み「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」を目指し組合員の皆様から「なくてはならないJA」と評価を得られる事業展開をして参ります。そして第10次3か年地域農業振興計画最終年度の目標達成を図り、強固な経営基盤の確立と組合員サービスの充実を図って参ります。

結びに皆様方の御健勝とご繁栄をご祈念申し上げご挨拶といたします。



代表理事組合長
設 楽 憲 一

提 出 議 案

- 第1号議案 定款の一部変更について (3頁～9頁)
- 第2号議案 監事監査規程の全部改正について (10頁～24頁)
- 第3号議案 信用事業規程の一部変更について (25頁～26頁)
- 第4号議案 平成29年度事業報告及び剰余金処分案の承認について (27頁～61頁)
- ※貸借対照表・損益計算書・注記表は、既に全国農業協同組合中央会及び監事から監査報告書において適法であると報告を受けているので報告事項としている。(定款41条第3項)
- 平成29年度剰余金処分案 (61頁)
- (独立監査人の監査報告書) (62頁～63頁)
- (監査報告書) (64頁)
- 第5号議案 平成30年度事業計画設定について (65頁～75頁)
- 第6号議案 平成30年度における理事及び監事の報酬について (2頁)
- ① 平成30年度における理事(常勤理事3名、非常勤理事18名)の報酬は総額3,619万円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。
- ② 平成30年度における監事(常勤監事1名、非常勤監事4名)の報酬は総額1,037万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。
- 第7号議案 退任監事に対する退職慰労金の支給について (76頁)
- 第8号議案 役員を選任について (77頁)
- 【附帯決議】 ① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項につき修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。
- ② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。
- 【報告事項】 貸借対照表・損益計算書・注記表及び附属明細書の報告について (39頁～60頁)
- 議決権行使書・委任状 (79頁～81頁)

〔変更理由〕

- ①平成27年改正農業協同組合法により、31年度以降会計監査人による監査に移行されること
 ②平成30年1月の休眠預金等活用法施行に伴う公告方法の規定の変更ならびに事業の追加
 ③平成27年改正農業協同組合法附則により経過措置とされていた、旧農協法に基づく中央会に関する規定の削除
 以上のため、定款の一部を変更する。

新 旧 対 照 表

新	旧
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
(公告の方法)	(公告の方法)
第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、千葉県において発行する千葉日報に掲載する方法によってこれをする。	第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、千葉県において発行する千葉日報に掲載する方法によってこれをする。
<u>2 前項の規定にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行なう</u>	<u>(新設)</u>
<u>3 第1項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。</u>	<u>2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。</u>
第6条 (略)	第6条 (略)
第2章 事業	第2章 事業
(事業)	(事業)
第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。	第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。
(1)～(33) (略)	(1)～(33) (略)
<u>(34) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u>	<u>(新設)</u>
<u>(35) 前各号の事業に附帯する事業</u>	<u>(34) 前各号の事業に附帯する事業</u>
2 (略)	2 (略)

新	旧
<p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第34号までの事業（第20号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第25号、第27号及び第29号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第25号から第34号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(子会社)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第3～第4章 (略)</p> <p>第5章 役職員</p> <p>第29条～第34条 (略)</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p> <p>2～10 (略)</p> <p><u>11 監事は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する総会議案の内容を決定する。</u></p> <p><u>12 監事は、その職務を行なうために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。</u></p> <p><u>13 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類又は電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著</u></p>	<p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第33号までの事業（第20号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第25号、第27号及び第29号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第25号から第33号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(子会社)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第3～第4章 (略)</p> <p>第5章 役職員</p> <p>第29条～第34条 (略)</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p> <p>2～10 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>11 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類又は電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著</u></p>

新	旧
<p>しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。</p> <p><u>14</u> 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。</p> <p><u>15</u> 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。</p> <p>第36条～第38条 (略)</p> <p><u>第5章の2 会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p><u>第38条の2</u> この組合は、<u>会計監査人を設置する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p><u>第38条の3</u> <u>会計監査人は、総会において選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p><u>第38条の4</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかったときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の権限等</u>)</p> <p><u>第38条の5</u> <u>会計監査人は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及びこれらの附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、農林水産省令で定めるところにより、<u>会計監査報告を作成しなければならない。</u></u></p> <p><u>2</u> <u>会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び参事その他の使用人に対し、<u>会計に関する報告を求めることができる。</u></u></p> <p><u>3</u> <u>会計監査人は、その職務を行うため必要</u></p>	<p>しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。</p> <p><u>12</u> 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。</p> <p><u>13</u> 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。</p> <p>第36条～第38条 (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

新	旧
<p>があるときは、子会社等に対して会計に関する報告を求め、又はこの組合若しくはその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(監事に対する報告) 第38条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事案があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</p> <p>(会計監査人の報酬等の決定) 第38条の7 理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>第6章 総会</p> <p>第39条～第40条 (略)</p> <p>(総会の決議事項) 第41条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) 農業協同組合、農業協同組合連合会(削除)又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除。</p> <p>(16) 会計監査人の選任、解任(監事による解任を除く。)及び不再任</p> <p>(17) この組合の行う農業経営の内容に関すること。</p> <p>(17の2) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。</p> <p>(18) 組合員の除名</p> <p>(19) 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項</p>	<p>第6章 総会</p> <p>第39条～第40条 (略)</p> <p>(総会の決議事項) 第41条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会(以下「中央会」という。)又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 法第35条の6第4項(追加)の規定による責任の免除。</p> <p>(追加)</p> <p>(16) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。</p> <p>(17) 組合員の除名</p> <p>(18) 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項</p>

新	旧
<p>2 共済規程の変更のうち、農林水産省令で定める軽微な事項等に係るものについては、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>3 法第37条の2第4項で準用する会社法第439条に定める要件に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、賃借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容については報告しなければならない。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(総会の報告事項) 第42条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「信用事業再編強化法」という。）第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</p> <p>(2) 信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める基本方針の内容</p> <p>(3) 総会で決議した事項の処理状況</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項</p> <p>第43条～第46条 (略)</p>	<p>2 共済規程の変更のうち、農林水産省令で定める軽微な事項等に係るものについては、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>3 法第37条の2第7項で準用する会社法第439条に定める要件に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、賃借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容については報告しなければならない。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(総会の報告事項) 第42条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。</p> <p>(1) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「平成27年改正法」という。）附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</p> <p>(2) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「信用事業再編強化法」という。）第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</p> <p>(3) 信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める基本方針の内容</p> <p>(4) 総会で決議した事項の処理状況</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項</p> <p>第43条～第46条 (略)</p>

新	旧
<p>(総会の特別決議事項)</p> <p>第47条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第47条の2～第50条 (略)</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第51条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第52条～第56条 (略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第57条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 行政庁による検査、会計監査人による監査及び監事による監査の結果に関する事項</p> <p>(削除)</p> <p>(21) 信用事業再編強化法第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</p> <p>(22) 第41条第4項の規定に該当する合併</p>	<p>(総会の特別決議事項)</p> <p>第47条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第35条の6第4項の規定による責任の免除</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第47条の2～第50条 (略)</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第51条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 出席した理事及び監事の氏名</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第52条～第56条 (略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第57条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 行政庁による検査、中央会による監査及び監事による監査の結果に関する事項</p> <p>(21) 平成27年改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</p> <p>(22) 信用事業再編強化法第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</p> <p>(23) 第41条第4項の規定に該当する合併</p>

新	旧
(23) 第41条第5項の規定に該当する新設分割	(24) 第41条第5項の規定に該当する新設分割
(24) 第41条第6項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け	(25) 第41条第6項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け
(25) 第41条第7項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。	(26) 第41条第7項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。
(26) 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項	(27) 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項
2～4 (略)	2～4 (略)
第58条～第59条 (略)	第58条～第59条 (略)
第9章～第10章 (略)	第9章～第10章 (略)
附則 (略)	附則 (略)
<p>附則</p> <p>1 <u>この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、変更前の第41条第1項第13号、第42条第1号、第57条第1項第20号及び同項第21号については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に基づく存続中央会の会員である間は、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、会計監査人に関する規定については、平成31年1月1日以降最初に招集する通常総代会の日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。</u></p>	<p>(追加)</p>

ほか、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と組合をめぐる環境の変化を把握するよう努める。

4. 監事は、平素より理事、使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
5. 監事は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要があると認めるときは、千葉県農業協同組合中央会、弁護士等外部の専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努める。
6. 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。
7. 監事は、組合の健全で持続的な事業運営の確保と協同の価値を実現し社会的信頼に応える良質なガバナンス（組合統治）体制の確立と運用のため、監事監査の環境整備が重要かつ必須であることを、理事に理解し認識させるよう努める。

第3章 監事及び監事会

(常勤監事)

第4条

1. 監事は、監事の中から常勤の監事を互選しなければならない。
2. 常勤監事は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び組合内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。
3. 常勤監事は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するよう努める。

(代表監事及び員外監事)

第5条

1. 監事は、代表監事を互選により定めることができる。ただし、これによって各監事の権限の行使を妨げることはできない。
2. 員外監事は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明する。

(監事会の機能)

第6条

1. 監事会は、全ての監事で組織する。
2. 各監事は、監事会において監査に関する重要な事項について、報告、協議又は決定し、職務の遂行の状況を監事会に報告する。また、各監事は、監事会を活用して監査の実効性の確保に努める。ただし、監事会の決定により、各監事の権限の行使を妨げることはできない。
3. 監事会は、必要に応じて理事又は理事会に対し監事会の意見を表明する。
4. 監事会は、理事又は使用人が監事会に報告すべき事項を理事と協議して定め、その報告を受ける。

(監事会の職務)

第7条

監事会は、監査報告の作成に係る協議のほか、監査の方針、業務及び財産の状況の調査方法その他の監事の職務の執行に関する事項の決定を行う。ただし、この決定により各監事の権限の行使を妨げることはできない。

(監事会の運営)

第8条

1. 監事会は、定期的に開催し、理事会の開催日時、各監事の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくものとする。ただし、必要があると認めるときは随時開催する。
2. 監事会は、代表監事（又は常勤監事）を議長とする。監事会の議長は、監事会を招集し運営するほか、監事会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。
3. 監事会では、各監事の報告に基づき審議を行い、監査意見を形成する。
4. 監事会での協議にあたっては、十分な資料に基づき審議する。
5. 監事は、監事会議事録に議事の経過の要領及びその結果が適切に記載されているかを確認し、出席した監事は、これに署名又は記名押印する。
6. 監事会の運営については、別に定める監事会規則による。

(監事選任手続等への関与)

第9条

1. 監事は協議により、組合長が総代会に提出する監事の選任議案について、同意の可否を検討し決定する。同意の判断に当たっては、本規程第10条に定める選定基準等を考慮する。
2. 監事は、監事の候補者、監事候補者の選定方針の内容、監事選任議案を決定する手続等について、理事との間であらかじめ協議の機会をもつものとする。
3. 監事は、必要があると認めるときは、理事に対し、監事の選任を総代会の目的とすることを請求し、又は総代会に提出する監事の候補者を提案する。
4. 監事は、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見をもつに至ったときは、総代会において意見を表明しなければならない。
5. 監事の補欠選任等についても、本条各項に定める手続に従う。
6. 監事は、員外監事の選任議案において、農協法施行規則第165条第2項第3号に関する事項について適正に記載されているかを検討する。

(監事候補者の選定基準等)

第10条

1. 監事は協議により、監事の常勤・非常勤又は組合員・組合員外の別及びその員数、現任監事の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監事選任議案への同意等を行うに当たっての一定の方針を定めるものとする。
2. 監事候補者の選定への同意及び監事候補者の選定方針への関与に当たっては、監事は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監事としての適格性を慎重に検討する。なお、監事のうち1名以上は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であるものとする。
3. 員外監事候補者の選定に際しては、監事は協議により、組合との関係、理事、及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認する。
4. 監事候補者の選定に際しては、法令の規定に基づき監事の選任議案に関して総代会参考書類に記載すべき事項についても検討する。

(監事の報酬等)

第11条

1. 各監事が受けるべき報酬等の額について定款の定め又は総代会の決議がない場合に

は、監事は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、理事の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監事の協議をもって各監事が受ける報酬等の額を定めなければならない。

2. 監事は、監事の報酬等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて理事会又は総代会において意見を述べる。

(監査費用)

第12条

1. 監事は、その職務の執行について生ずる費用について、組合から前払又は償還を受けることができる。
2. 監事は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を組合に請求する権利を有する。
3. 監事は、その役割・責務に対する理解を深めるため必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を組合に請求する権利を有する。
4. 監査費用の支出に当たっては、監事は、その効率性及び適正性に留意するものとする。

第4章 監事監査の環境整備

(代表理事等との定期的会合)

第13条

監事は、代表理事等と定期的に会合をもち、代表理事等の経営方針を確かめるとともに、組合が対処すべき課題、組合を取り巻くリスクのほか、監事の職務を補助すべき使用人（本規程において「補助使用人」という。）の確保及び監事への報告体制その他の監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表理事等との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

(監事監査の実効性を確保するための体制)

第14条

1. 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努める。
2. 前項の体制確保のため、監事は、次に掲げる体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう理事又は理事会に対して要請するものとする。
 - 一 補助使用人の設置及び当該補助使用人に関する事項
 - 二 補助使用人の理事からの独立性に関する事項
 - 三 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 四 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(補助使用人)

第15条

1. 監事は、組合規模、事業の種類、経営上のリスクその他組合固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努める。
2. 監事の事務局は、専任の補助使用人が当たるものとする。なお、専任者の設置が困難な場合は、少なくとも兼任者を2名以上設置するよう理事又は理事会に対して要請するものとする。

(補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保)

第16条

1. 監事は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努める。
2. 監事は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に必要な事項を検討するものとする。
 - 一 補助使用人の権限（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監事の指示に基づき会議へ出席する権限等を含む。）
 - 二 補助使用人の属する組織
 - 三 監事の補助使用人に対する指揮命令権
 - 四 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監事の同意権
 - 五 必要な知識・能力を備えた専任又は兼任の補助使用人の適切な員数の確保、兼任の補助使用人の監事の補助業務への従事体制
 - 六 補助使用人の活動に関する費用の確保
 - 七 内部監査部署等の補助使用人に対する協力体制

(監事への報告に関する体制等)

第17条

1. 監事は、理事及び使用人が監事に報告をするための体制など監事への報告に関する体制の強化に努める。
2. 監事は、理事が組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときはこれを直ちに監事に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、理事に対して求める。
3. 前項に定める事項のほか、監事は、理事との間で、監事に対して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。
4. あらかじめ理事と協議して定めた監事に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監事は、組合の規則の制定その他の組合の体制の整備を代表理事に求める。
5. 組合に内部通報システム（組合員からの情報提供も含む）が置かれているときには、監事は、重要な情報が監事にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証しなければならない。また、監事は、内部通報システムから提供される情報を監査職務に活用するよう努める。
6. 監事は、本規程第32条に定める内部監査部署等との連携体制が実効的に構築・運用されるよう、理事又は理事会に対して体制の整備を要請するものとする。

第5章 業務監査

(理事の職務の執行の監査)

第18条

1. 監事は、理事の職務の執行を監査する。
2. 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務を行わなければならない。
 - 一 監事は、理事会決議その他における理事の意思決定の状況及び理事会の監督義務の履行状況を監視し検証しなければならない。
 - 二 監事は、理事が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証しなければならない。

三 監事は、理事が組合の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めるとき、組合に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めるとき、組合の業務に著しく不当な事実を認めるときは、理事に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。

四 監事は、理事から組合に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

3. 監事は、前項に定める事項に関し、必要があると認めるときは、理事会の招集又は理事の行為の差止めを求める。

4. 監事は、理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めるときは、その事実を監査報告に記載しなければならない。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。

5. 監事は、各監事の監査結果に基づいて協議を行い、監事としての監査意見を形成し、監査報告を作成しなければならない。

(理事会等の意思決定の監査)

第19条

1. 監事は、理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。

一 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと

二 意思決定過程が合理的であること

三 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと

四 意思決定内容が通常の組合の経営者として明らかに不合理ではないこと

五 意思決定が理事の利益又は第三者の利益でなく組合の利益を第一に考えてなされていること

2. 前項に関して必要があると認めるときは、監事は、理事に対し助言若しくは勧告をし、又は差止めの請求を行う。

(理事会の監督義務の履行状況の監査)

第20条

監事は、代表理事その他の業務執行理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているかを確認するとともに、理事会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。

(内部統制システムに係る監査)

第21条

1. 監事は、代表理事及びその他の業務執行理事によって構築される次の体制（本規程において「内部統制システム」という。）に関して、理事が適切な監督を行っているか、監視し検証しなければならない。

一 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

二 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

三 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

四 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

五 財務情報その他組合情報を適正かつ適時に開示するための体制

六 本規程第14条第2項に定める監事監査の実効性を確保するための体制

-
-
2. 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を理事に対し定期的に求めるほか、内部監査部署等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証しなければならない。
 3. 監事は、内部統制システムに関する監査の結果について、理事又は理事会に報告し、必要があると認めるときは、理事又は理事会に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告する。
 4. 監事は、監事監査の実効性を確保するための体制に係る理事又は理事会の当該体制の構築・運用の状況について監視し検証し、必要があると認めるときは、代表理事その他の理事との間で協議の機会をもつ。
 5. 監事は、理事又は理事会が監事監査の実効性を確保するための体制の適切な構築・運用を怠っていると認められる場合には、理事又は理事会に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。
 6. 監事は、内部統制システムに関する監査の結果について、監事の協議により情報の共有を図らなければならない。
 7. 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況において理事の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めたときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。

(利益相反取引等の監査)

第22条

1. 監事は、次の取引等について、理事の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。
 - 一 利益相反取引
 - 二 組合がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。）
 - 三 組合員との通例的でない取引
 - 四 兼職・兼業
 - 五 競業取引
2. 前項各号に定める取引等について、組合内の部署等からの報告又は監事の監査の結果、理事の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監事は、理事に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。
3. 監事は、第1項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう理事に対し助言又は勧告しなければならない。

(不祥事発生時の対応)

第23条

監事は、組合の不祥事（法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下本条において同じ。）が発生した場合、直ちに理事等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め調査委員会から説明を受け、当該不祥事の実態関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する理事及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない。

(事業報告等の監査)

第24条

1. 監事は、事業年度を通じて理事の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（本規程において「事業報告等」という。）が適切に記載されているかについて監査意見を形成しなければならない。
2. 監事は、各事業年度における事業報告等を受領し、当該事業報告等が法令又は定款に従い、組合の状況を正しく示しているかどうかを監査しなければならない。
3. 監事は、前2項を踏まえ、事業報告等が法令又は定款に従い、組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査報告に記載しなければならない。
4. 監事は協議により、特定理事（農協法施行規則第154条第4項に定める理事をいう。）から事業報告等を受領する職務を行う特定監事（農協法施行規則第154条第5項第1号に定める監事をいう）を定める。
5. 事業報告等の監査に当たって、監事は、会計監査人との連携を図らなければならない。

第6章 会計監査

(会計監査)

第25条

1. 監事は、事業年度を通じて理事の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算書類等（農協法施行規則第92条第2項に規定するものをいう。以下本規程において同じ。）が組合の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成しなければならない。
2. 監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証しなければならない。

(会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認)

第26条

監事は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行わなければならない。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計方針の監査)

第27条

1. 監事は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類等作成のための基本となる事項をいう。以下本条において同じ。）が、組合の財産の状況、計算書類等に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要があると認めるときは、理事に対し助言又は勧告する。

-
-
2. 組合が会計方針を変更する場合には、監事は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう理事に求め、その変更の当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。

(計算書類等の監査)

第28条

1. 監事は、各事業年度における計算書類等を受領し、理事及び使用人に対し重要事項について説明を求め確認を行う。
2. 監事は、各事業年度における計算書類等につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を受領しなければならない。監事は、会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。当該調査の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、監事は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由を監査報告に記載しなければならない。
3. 監事は、各監事の監査結果に基づき、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について協議を行い、監査意見を形成しなければならない。
4. 監事は協議により、特定理事（農協法施行規則第150条第4項に定める理事をいう。）から計算書類等を受領し、会計監査人から会計監査報告を受領する職務を行う特定監事（農協法施行規則第150条第5項第1号に定める監事をいう。）を定める。

(会計監査人の選任等の手続)

第29条

1. 監事は、会計監査人の再任の適否について、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期協議により検討する。
2. 監事は協議により、会計監査人の再任の適否の判断に当たって、前項の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて、確認する。
3. 監事は協議により、会計監査人の再任が不相当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。新たな会計監査人候補者の検討に際しては、理事及び組合の関係部署から必要な資料を入手しかつ報告を受け、本規程第26条に定める事項について確認し、独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等について会計監査人候補者と打合せを行う。
4. 監事は協議により、前項までの確認の結果や協議した内容に従い、総代会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定しなければならない。
5. 監事は協議により、会計監査人の選任議案について、当該候補者を会計監査人の候補者とした理由が総代会参考書類に適切に記載されているかについて確認しなければならない。

(会計監査人の報酬等の同意手続)

第30条

1. 監事は、組合が会計監査人と監査契約を締結する場合には、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。
2. 監事は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断に当たって、前項の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて、協議により確認する。

第7章 監査の方法等

(監査計画及び業務の分担)

第31条

1. 監事は協議により、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。監査計画の作成は、監事全員による監査の実効性についての分析・評価の結果を踏まえて行い、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定する。
2. 監事は協議により、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部署等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。
3. 監事は協議により、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。
4. 監事は、監査方針及び監査計画を代表理事及び理事会に説明するものとする。
5. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

(内部監査部署等との連携による組織的かつ効率的監査)

第32条

1. 監事は、組合の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部署その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（本規程において「内部監査部署等」という。）と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。
2. 監事は、内部監査部署等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。監事は、内部監査部署等の監査結果を内部統制システムに係る監事監査に実効的に活用する。
3. 監事は、理事のほか、コンプライアンス所管部署、リスク管理所管部署、経理部署その他内部統制機能を所管する部署その他の監事が必要と認める部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。
4. 監事は協議により、各監事からの報告を受けて、理事又は理事会に対して助言又は勧告すべき事項を検討する。

(理事会への出席・意見陳述)

第33条

1. 監事は、理事会に出席し、かつ、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
2. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
3. 監事は、理事会に前項の報告をするため、必要があると認めるときは、理事会の招集を請求する。また、請求した日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする招集の通知が発せられない場合は、自らが招集する。
4. 監事は、理事会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認し、出席した監事は、署名又は記名押印しなければならない。

(重要な会議等への出席)

第34条

1. 監事は、理事会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、企画会議、コンプライアンス委員会その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
2. 前項の監事が出席する会議又は委員会に関して、監事の出席機会が確保されるとともに、出席に際して十分な事前説明が行われるよう、監事は、理事等に対して必要な要請を行う。
3. 第1項の会議又は委員会に出席しない監事は、当該会議等に出席した監事又は理事若しくは使用人から、付議事項についての報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。

(文書・情報管理の監査)

第35条

1. 監事は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めるときは、理事又は使用人に対しその説明を求め、又は意見を述べる。
2. 監事は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めるときは、理事又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べる。

(法定開示情報等に関する監査)

第36条

1. 監事は、業務及び財産の状況に関する説明書類その他組合が法令の規定に従い開示を求められる情報で組合に重大な影響のあるもの（本条において「法定開示情報等」という。）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものでないことを確保するための体制について、本規程第21条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視し検証する。
2. 監事は、継続組合の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、組合の健全性に重大な影響のある事項について、理事が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証する。

(理事及び使用人に対する調査等)

第37条

1. 監事は、必要があると認めるときは、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査しなければならない。
2. 監事は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求める。

(組合財産の調査)

第38条

監事は、重要な組合財産の取得、保有及び処分状況、組合の資産及び負債の管理状況等を含めた組合財産の現況及び実質価値の把握に努める。

(会計監査人との連携)

第39条

1. 監事は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監事による協議への参加を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な

監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努める。

2. 監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。
3. 監事は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。
4. 監事は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。
5. 監事は、会計監査人から理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告等を受けた場合には、監事の協議により審議のうえ、必要な調査を行い、理事会に対する報告又は理事に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。

第8章 組合員代表訴訟等への対応

（理事と組合間の訴えの代表）

第40条

監事は、組合が理事に対し又は理事が組合に対し訴えを提起する場合には、組合を代表しなければならない。

（理事の責任の免除又は責任の一部免除に関する同意等）

第41条

1. 理事の責任の免除又は責任の一部免除に関する議案については、各監事の同意がなければ理事は総会に提出することができない。
2. 監事は、前項における責任の免除又は責任の一部免除に関する議案に対する同意については、免除の理由、監事が行った調査結果、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行う。
3. 第1項の同意の当否判断のために行った監事の調査及び審議の過程と結果については、監事は、記録を作成し保管する。
4. 監事は、監事の責任の免除又は責任の一部免除について意見をもつに至ったときは、必要に応じて理事会等において意見を述べる。

（組合員代表訴訟の提訴請求の受領及び不提訴理由の通知）

第42条

1. 監事は、理事に対しその責任を追及する訴えを提起するよう組合員から請求を受けた場合には、速やかに他の監事に通知するとともに、監事の協議によりその対応を十分に審議のうえ、提訴の当否について判断しなければならない。
2. 前項の提訴の当否判断に当たって、監事は、被提訴理事のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施する。
3. 監事は、第1項の判断結果について、理事会及び被提訴理事に対して通知する。
4. 第1項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求組合員又は責任追及の対象となっている理事から請求を受けたときは、監事は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監事は、外部の専門家の意見を徴したうえ、監事の協議による審議を経て、当該通知の内容を検討する。

-
-
- 一 監事が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
 - 二 被提訴理事の責任又は義務の有無についての判断及びその理由
 - 三 被提訴理事に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由
5. 監事は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管する。

（補助参加の同意）

第43条

1. 組合員代表訴訟において組合が被告理事側へ補助参加する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
2. 前項の補助参加への同意の当否判断に当たって、監事は、代表理事及び被告理事のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部の専門家からも意見を徴する。監事は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。

（訴訟上の和解）

第44条

1. 監事は、組合員代表訴訟について原告組合員と被告理事との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに監事の協議によりその対応を十分に審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。
2. 前項の訴訟上の和解の当否判断に当たって、監事は、代表理事及び被告理事のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部の専門家からも意見を徴する。監事は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。

第9章 監査の報告

（監査内容等の報告・説明）

第45条

監事は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監事の重要な責務であることを、自覚しなければならない。

（監査調書の作成）

第46条

監事は、監査調書を作成し保管しなければならない。当該監査調書には、監事が実施した監査方法及び監査結果並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。

（代表理事及び理事会への報告）

第47条

1. 監事は協議により、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。
2. 監事は協議により、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表理事及び理事会に報告し、必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じる。

(監査報告の作成・通知)

第48条

1. 監事は、各監事の監査結果に基づき、監事の協議による審議のうえ、正確かつ明瞭に監査報告を作成しなければならない。
2. 監事は、受領した事業報告等、計算書類等その他の書類について、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確認、必要に応じ理事に対し説明を求め、又は意見を述べ、若しくは修正を求める。
3. 各監事は、監査報告を作成するに当たり、理事の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、本規程第36条第2項に掲げる事項にも留意のうえ、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。
4. 監事は、協議による審議を経て取りまとめた監査報告に署名又は記名押印し、代表監事・常勤監事・員外監事はその旨を記載するものとする。また、監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。
5. 特定監事（本規程第24条第4項及び第28条第4項に規定された特定監事をいう。以下本条において同じ。）は、事業報告等に係る監査報告の内容及び計算書類等に係る監査報告の内容を特定理事（本規程第24条第4項及び第28条第4項に規定された特定理事をいう。）に通知し、計算書類等に係る監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。ただし、事業報告等に係る監査報告と計算書類等に係る監査報告を一通にまとめて作成する場合には、当該監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。
6. 前項において、特定監事は、必要に応じて、以下の合意を行うものとする。
 - 一 事業報告等に係る監査報告の内容を特定理事に通知すべき日についての特定理事との合意
 - 二 計算書類等に係る会計監査報告の内容を、会計監査人が特定監事に通知すべき日についての会計監査人との間の合意
 - 三 計算書類等に係る監査報告の内容を特定理事及び会計監査人に通知すべき日についての特定理事及び会計監査人との間の合意

(電磁的方法による開示)

第49条

総代会参考書類、事業報告等及び計算書類等に記載又は表示すべき事項の全部又は一部について、インターネットによる開示の措置をとることにより組合員に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがあり、理事が当該措置をとろうとしている場合には、監事は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めるときは、異議を述べる。

(総代会への報告・説明等)

第50条

1. 監事は、総代会に提出される議案及び書類について法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認めた場合には、総代会において調査結果を報告しなければならない。また、監事は、監事の説明責任を果たす観点から、必要に応じて総代会において自らの意見を述べるものとする。
2. 監事は、総代会において組合員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。
3. 監事は、総代会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認する。

(本規程の改廃)

第51条

本規程の改廃は、総代会の承認を受けるものとする。

附則（略）

1. 本規程において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本規程において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。
2. 平成29年2月9日より前にJAで定められた監事監査規程には改定前JA監事監査基準を適用するものとする。
3. 本規程は、総代会で最初の会計監査人が選任された時点を以て適用する。

〔変更理由〕

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）が平成30年1月1日から施行されることに伴い、事業として、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務を追加するとともに、員外貸出にかかる「地区内に事業所があること」の要件を追加するほか、その他所要の規定について整備を行うため。

新旧対照表

新	旧
<p>第1 事業の種類</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（<u>主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。</u>）</p> <p>イ 農林中央金庫</p> <p>ロ その他信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定める者</p> <p>8～10 (略)</p> <p><u>11 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u></p> <p>第2 事業の実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資金の貸付け及び手形の割引</p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ト この組合の地区内に住所又は事務所若しくは事業所を有する組合員以外の者であって次に掲げるものに対する資金の貸付け及び手形の割引(前各号に掲げるものを除く。)</p> <p>(イ) この組合又は組合員が主たる出資者又は構成員となっている法人又は団体であって、農畜産物の生産、加工又は販売を主たる業務とするもの。</p> <p>(ロ) 農業者又はこの組合の地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行う中小規模の事業者（(イ)に掲げる者を除く。)</p> <p>(ハ) 組合員と生計を一にする中小規模の事業者である配偶者その他の親族又は組合員若しくはこれと生計を一にする配偶者その他の親族が主たる出資者となっている中小規模の事業者（(イ)及び(ロ)に掲げる者を除く。)</p> <p>(ニ) 営利を目的としない法人（(イ)から(ハ)までに掲げる者を除く。)</p>	<p>第1 事業の種類</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 次に掲げる者の業務の代理 <u>(追加)</u></p> <p>イ 農林中央金庫</p> <p>ロ その他信用事業方法書（金融機関等の業務代理）に定める者</p> <p>8～10 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2 事業の実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資金の貸付け及び手形の割引</p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ト この組合の地区内に住所又は事務所 <u>(追加)</u>を有する組合員以外の者であって次に掲げるものに対する資金の貸付け及び手形の割引(前各号に掲げるものを除く。)</p> <p>(イ) この組合又は組合員が主たる出資者又は構成員となっている法人又は団体であって、農畜産物の生産、加工又は販売を主たる業務とするもの。</p> <p>(ロ) 農業者又はこの組合の地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行う小規模の事業者（(イ)に掲げる者を除く。)</p> <p>(ハ) 組合員と生計を一にする小規模の事業者である配偶者その他の親族又は組合員若しくはこれと生計を一にする配偶者その他の親族が主たる出資者となっている小規模の事業者（(イ)及び(ロ)に掲げる者を除く。)</p> <p>(ニ) 営利を目的としない法人（(イ)から(ハ)までに掲げる者を除く。)</p>

新	旧
<p>チ・リ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>3 債務の保証</p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ 組合員のためにする債務の保証</p> <p>ロ 平成18年3月31日金融庁・農林水産告示第9号第3条に規定する業務の代理に付随して行う債務の保証</p> <p>ハ 国税若しくは地方税の徴収猶予、延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証</p> <p>ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の (ロからハまでに掲げるものを除く。)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p>7 業務の代理又は媒介 (主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書 (金融機関等の業務の代理又は媒介) に定めるものに限る。)</p> <p>業務の代理又は媒介については、当該業務を行う法人との契約に定めるところによる。</p> <p>8 ~ 11 (略)</p> <p>12 預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務法令等の定めるところによる。</p> <p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生ずる。</p>	<p>チ・リ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>3 債務の保証</p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ 組合員のためにする債務の保証</p> <p>ロ 平成18年3月31日金融庁・農林水産告示第9号第3条に規定する業務の代理に付随して行う債務の保証</p> <p>ハ 国税若しくは地方税の徴収猶予、延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証</p> <p>ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の (イからハまでに掲げるものを除く。)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p>7 業務の代理 (追加)</p> <p>代理業務については、当該法人との契約に定めるところによる。</p> <p>8 ~ 11 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(追加)</p>

〔平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで〕

事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 組合の事業活動の概況に関する事項

当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

平成29年度は、第10次3か年地域農業振興計画の2年目を迎え、農業者の所得増大と農業生産の拡大、地域の活性化、メンバーシップの強化を重点項目として取り組んで参りました。

このような中、米の実績は、7月の低温や台風、集中豪雨により主食用米、加工用米、飼料用米を合わせ93,892.5俵となり集荷目標は達成出来ませんでした。しかしながら、全国的には農業者・行政・生産者団体が一体となって生産調整に取り組んだ結果、3年連続で目標が達成したことにより過剰作付けが改善され、価格は上昇しました。

当JAの米の取り扱いを、買い取り方式に変更し、前年を上回る価格を提示する事が出来ました。畑作の基幹作物である甘藷は年初より販売苦戦が続き、新芋についても天候による収穫作業の遅れと、品質低下の懸念感から12月も単価は上昇致しませんでした。一方、秋冬大根は前年を上回る単価で推移し、順調な販売となりました。また、地場産農産物の6次産業化にも積極的に取り組み、事業拡大を図りました。

メンバーシップの強化については、第2回みんなのよい食プロジェクト「稲作り体験教室・芋作り体験教室」の開催を通じて、食育の理解と地域住民との交流に努め、「久住地区朝市」の開催や職員による広報誌「みのり」の配布も引き続き行いました。更に、定期刊行誌「びたみん」を利用したJAファン作り等、地域に密着した活動を展開致しました。

また、コンプライアンス委員会を中心としてコンプライアンス・プログラムを実践し、風通しの良い職場作りに取り組みました。

損益状況は、共済事業総利益で15百万円、販売事業総利益で9百万円、宅地等事業総利益で7百万円それぞれ計画を上回りました。一方、事業管理費の圧縮により、経常利益は1億32百万円となりました。その結果、当期剰余金を、94百万円（計画比127.2%）計上しました。また、自己資本比率は会計基準の変更により12.91%となり前年を0.56%下回りました。組織基盤強化のため、組合加入運動を行い組合員数は増加しましたが、正組合員数が減少し、課題が残りました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 信用事業

貯金は、日銀のマイナス金利政策の長期化および相続等による流出増加が影響し、計画を28億71百万円（計画比96.9%）下回り未達成となりました。また、前年に対しても、個人貯金への取組みを強化したものの、2億49百万円（前年比99.7%）減少し、貯金残高は883億41百万円となりました。

貸出金は、ローン専任担当者による住宅関連業者営業や事業間連携により担い手経営体へ出向く体制が定着し、住宅関連資金14億6百万円（前年比223.0%）、事業性資金等6億94百万円（前年比337.0%）を挙績。また、農業関連資金は前年並みに推移しました。しかしながら、大口先貸貸住宅資金等の他行流出により、計画を4億69百万円（計画比97.8%）下回り、貸出金残高は210億97百万円となりました。

預金残高は、計画を12億8百万円（計画比97.9%）下回り未達成となりました。また、前年に対しても、4億69百万円減少し、553億45百万円となりました。

有価証券残高は、計画を12億22百万円（計画比90.0%）下回り未達成となりましたが、

前年に対しては、3億12百万円増加し、109億77百万円となりました。

貯証率については、前年並みの12.4%となりました。

② 共済事業

共済外務専任職員（LA）が中心となり、全戸訪問活動を展開し、組合員・利用者との繋がりを強化しながら、エリア戦略に基づいた普及活動に取り組みました。結果として長期共済新契約177億49百万円（前年比101.7%）、年金共済1億25百万円（前年比117.2%）となりました。

長期共済保有高は、計画3,000億円を掲げましたが、2,874億58百万円（計画比95.8%）の実績となり、前年より20億円の減少となりました

③ 購買事業

【一般購買】

一般購買は、「需要予測」「重点銘柄への集約」「予約購買」に取り組むと共に肥料・農薬の早期仕入れにより価格引下げの努力と、国が進める方針により全農と協力して生産資材の価格の引き下げに取り組みました。事業全体の供給高は5億75百万円となり計画を60百万円（計画比90.6%）下回り、前年に対しても12百万円（前年比97.9%）減少となりました。

【農業機械事業】

1年を通して格納点検・整備、春秋2回の農繁期対策を実施し、積極的に修理活動を行いました。また、展示会、実演会を開催し、生産規模にあった商品（低コスト農機）の提案を行うと共に、農機安全使用講習の開催などにより、農作業事故の減少に取り組みました。

供給高は、2億87百万円の計画に対して、2億41百万円（計画比84.4%）役務収入を含めた雑収入は、32百万円の計画に対して、31百万円（計画比99.9%）と事業収益は計画を下回りました。

【燃料事業】

ガス・燃料油の安全・安定供給を第一とし業務に取り組みました。各種キャンペーンを展開しましたが、事業全体の供給高は、6億77百万円となり、計画を12百万円（計画比101.8%）上回りましたが、利益計画は未達成となりました。

④ 指導事業

【営農】

各地区水稻組織に出向き、生育調査、肥料・農薬等の講習会を実施しました。また、生産指導と情報提供を行うと共に、生産者の所得向上のため、行政と連携して経営所得安定対策に積極的に取り組みました。さらに、青壮年部及び園芸部活動を積極的に支援すると共に「みんなの良い食プロジェクト稲作り体験教室・芋作り体験教室」を実施しました。

【生活】

組合員を対象に、2月に実施した集団健診では123名、10月に実施した人間ドックでは61名が受診されました。また、家の光・農業新聞の購読者を募り、JA生活教育文化活動を広めると共に、JA女性部の組織強化を図りました。さらに、税金・法律相談、資産の有効活用等、組合員の生活の安定と地域の発展に向け積極的な事業展開を行いました。

⑤ 販売事業

【米穀】

米の買い入れを買い取り方式に変更し、有利販売に取り組みました。また、赤萩地区にフレコン対応のラック倉庫を建設し、従来の主食米に加え、新たに加工用米の集荷をフレコンバックで実施し、経営所得安定対策を勧めました。目標数量96,000俵に対し主食用米・加工用米・飼料用米を合わせ93,892.5俵（計画比97.8%）の実績となりました。

取扱高は10億86百万円となり、計画を1億86百万円（計画比120.7%）上回り、前年に対して2億11百万円（前年比124.1%）増加となりました。

【園芸】

基幹作物である甘藷は、前年に比べ1月より販売苦戦が見られ、新芋についても天候による収穫作業の遅れと品質低下の懸念感から12月も単価の上昇が期待されず、取扱数量1,079.3t（前年比94.6%）・販売金額1億48百万円（前年比84.3%）と目標、前年実績を大きく下回りました。

秋冬の大根は前年を上回る単価で推移し、順調な販売となりました。

栗は7月下旬以降の天候不順・日照不足の影響により小粒傾向となり22.7t（目標比86.6%）の集荷実績となったものの、加工販売課の直接販売により単価は前年並みの474円/kgを確保できました。

蔬菜・果実の販売高は5億33百万円（計画比79.1%、前年比97.3%）の実績になりました。

農産物直売所は夏以降の天候不良さらに台風21号・22号による野菜の品薄の影響から、販売高は68百万円（計画比90.1%、前年比104.5%）となりました。

【加工販売】

管内で生産される甘藷、人参、大根を中心に地場利用の拡大を図りましたが、全国的な異常気象や10月の台風・長雨などから安定的な入荷には至りませんでした。この様な中で、甘藷の直接販売や成田栗の製菓向け販売など販売の多元化に取り組み扱量を拡大しましたが、干し芋「甘芋ん」は他産地との競合により販売量は前年を下回りました。その結果、地場産の調達量は671t（前年比95.5%）、地場利用率は56.9%で前年を2.5%下回りました。事業の販売高は、6億34百万円（計画比94.6%）となりました。

⑥ 福祉事業

訪問介護は、介護員の確保に苦労しながら利用者数の増加を図りました。通所介護の稼働率は80.3%でした。居宅介護支援の利用者数は前年並となりました。一方、12月より特定事業所加算を取得したため、収益は、ほぼ計画通りの90百万円となりました。

⑦ 資産管理事業

全農施主代行方式により戸建住宅及びマンションの建築と、賃貸住宅の修繕などを行いました。現在賃貸管理を行っている物件の大半が築後20年を越えているため、ニーズに合った間取りへの改修、修繕を行い、組合員の収益増加に努めました。事業収入は、43百万円となり、計画を4百万円（計画比113.1%）上回りました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

一 月	4日	決算棚卸監事監査 全国監査機構「期末監査Ⅰ」
	12日	成田市担い手育成支援協議会
	21日	第2回全体役員推薦会議
	24日	栗剪定講習会
	25日	資産管理組合役員会
	26日	第24回酒々井農産物等直売組合総会 税金・法律相談
	30日	総務・金融・経済委員会、監事会、理事会
二 月	1日	全国監査機構「期末監査Ⅱ」(～3日)
	4日	ファッションフェア2017(～6日) 事業計画必達役職員大会
	9日	梨防除講習会
	10日	第10次中期3か年計画評価会議
	13日	第43回青壮年部通常総会
	15日	成田市農業再生協議会総会
	18日	ふれあい展示会(MC・公津・酒々井)
	27日	建設委員会、監事会、理事会 税金・法律相談
	28日	第15回JA成田市産直組合総会
三 月	1日	地区別説明会(～4日) 水田農業確立対策協議会(～4日)
	10日	資産管理組合視察研修
	18日	久住朝市 年金相談会(久住)
	24日	金融・経済委員会、監事会、理事会
	25日	第52回通常総代会、監事会、理事会
	31日	Aコープ成田店閉店 JAバンク教育本贈呈式(酒々井)
四 月	4日	第36回園芸部通常総会
	6日	第41回JA成田市年金友の会グラウンドゴルフ大会
	10日	JAバンク教育本贈呈式(成田)
	15日	第2回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室「種まき作業」
	21日	成田市果実出荷組合総会
	24日	成田市とJA成田市が石油類の供給に関する協定を締結
	25日	監事と代表理事等との定期的会合、監事会、理事会 税金・法律相談



栗の剪定講習会
(1月24日)



事業計画必達役職員大会
(2月4日)



第52回通常総代会
(3月25日)



第41回JA成田市年金友の会グラウンドゴルフ大会
(4月6日)

五
月

- 18日 第51回JA成田市女性部通常総会
- 20日 久住朝市
年金相談会（公津）
第2回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室『田植作業』
- 25日 建設委員会、理事会
税金・法律相談
- 26日 第22回JA成田市年金友の会ゴルフ大会



第51回JA成田市女性部総会
(5月18日)

六
月

- 3日 第2回みんなのよい食プロジェクト芋作り体験教室
- 6日 第3回JA成田市年金友の会パークゴルフ大会
- 10日 農機ふれあい展示会（～11日）
- 15日 新盆展示会（～18日）
- 17日 宝田農産物直売所「創業祭」
年金相談会（久住）
- 24日 年金相談会（八生）
- 26日 金融・建設委員会、監事会、理事会
税金・法律相談
上半期決算棚卸監事監査（～7月3日）
- 27日 酒々井農産物等直売所「夏野菜イベント」（～28日）
- 29日 第44回JA成田市資産管理組合定期総会



農機ふれあい展示会
(6月10日～11日)

七
月

- 1日 第9回JA成田市旗杯争奪少年野球大会（～15日）
宝田農産物直売所「盛夏イベント」（～2日）
- 7日 全国監査機構「期中監査Ⅰ」
- 11日 第41回年金友の会親睦旅行（～12日）
- 15日 品質向上物流合理化施設自動ラック式低温倉庫竣工式
久住朝市
年金相談会（豊住）
- 18日 品質向上物流合理化施設自動ラック式低温倉庫竣工祝賀会
- 22日 第2回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室『中間管理』
- 25日 税金・法律相談
- 28日 総務委員会、監事会、理事会



品質向上物流合理化施設自動ラック式低温倉庫竣工式
(7月15日)

八
月

- 1日 地区別説明会（～4日）
- 7日 全国監査機構「期中監査Ⅰ」（～10日）
- 8日 上半期決算監事監査（～9日）
- 18日 平成29年産米初検査・北羽鳥新田倉庫（豊住地区）
- 21日 園芸部視察研修（～22日）
- 23日 県常例検査「事後検査」（～24日）
- 25日 監事会、理事会
税金・法律相談
- 28日 第57回成田市粟生産組合通常総会



平成29年産米初検査
(8月18日)

九
月

- 19日 園芸部甘藷査定会
- 25日 税金・法律相談
- 26日 経済委員会、監事会、理事会
- 30日 第2回みんなのよい食プロジェクト稲作り体験教室『稲刈り作業』



稲作り体験教室『稲刈り作業』
(9月30日)

十
月

- 5日 女性部親睦旅行(～6日)
- 8日 宝田農産物直売所サツマイモの日イベント
- 11日 第42回JA成田市年金友の会グラウンドゴルフ大会
- 14日 第2回みんなのよい食プロジェクト芋作り体験教室『収穫祭』
- 20日 第39回JA共済交通遺児育英資金募金活動(JR成田駅)
- 21日 久住朝市
年金相談会(酒々井)
- 25日 監事と代表理事等との定期的会合、金融委員会、監事会、理事会
- 27日 第42回農業機械大展示会(長生郡)(～29日)
第23回JA成田市年金友の会ゴルフ大会



芋作り体験教室『収穫祭』
(10月14日)

十
一
月

- 2日 第42回成田市農政座談会
- 7日 全国監査機構「期中監査Ⅱ、Ⅲ」(～8日)
- 9日 成田市食味コンテスト
- 15日 JA成田市年金友の会椎名佐千子歌謡ショー
- 18日 第37回成田市産業まつり(～19日)
第39回酒々井町ふるさとまつり(～19日)
年金相談会(中央)
- 27日 金融委員会、監事会、理事会



JA成田市年金友の会椎名佐千子歌謡ショー
(11月15日)

十
二
月

- 9日 宝田農産物直売所感謝祭(～10日)
- 11日 青壮年部と役職員の対話集会
- 12日 酒々井農産物等直売所年末イベント(～13日)
- 16日 久住朝市感謝祭
- 25日 税金・法律相談
金融委員会、監事会、理事会
- 27日 決算棚卸監事監査(～29日、1月4日)



青壮年部と役職員の対話集会
(12月11日)

(3) 財務・事業実績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	26年度	27年度	28年度	29年度(当期)
財 務	事 業 利 益	113,041	230,398	213,521	78,456
	経 常 利 益	140,653	265,880	244,708	132,879
	当 期 剰 余 金	125,675	179,524	110,751	94,116
	総 資 産	94,531,626	96,212,169	96,623,884	96,599,157
	純 資 産	5,904,240	5,971,658	5,904,536	5,928,446
信 用 事 業	貯 金	86,330,679	87,873,657	88,591,335	88,341,578
	預 金	52,880,594	53,794,789	55,815,292	55,345,988
	貸 出 金	22,486,626	22,573,018	21,294,990	21,097,885
	有 価 証 券	10,753,019	10,845,558	10,664,588	10,977,208
	国 債	-	-	-	-
そ の 他	10,753,019	10,845,558	10,664,588	10,977,208	
共 済 事 業	長 期 共 済 保 有 高	296,806,795	291,004,883	289,459,614	287,458,847
	短 期 共 済 新 契 約 掛 金	308,202	296,777	298,464	302,814
購 買 事 業	購 買 品 供 給・取 扱 高	2,332,683	1,690,170	1,807,816	1,494,832
販 売 事 業	受 託 販 売 品・取 扱 高	1,596,447	1,347,114	1,419,323	1,376,623
	買 取 販 売 品・取 扱 高	642,737	684,281	735,226	953,586

(4) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率12.91% (平成29年12月31日現在)

(5) 対処すべき重要な課題

① 地域農業振興と自己改革

第10次3か年地域農業振興計画の最終年度として、地域営農ビジョンに掲げた農業者の所得増大と農業生産の拡大、地域の活性化、メンバーシップの強化を実現するため、自己改革の一環として機構改革を行ないました。担い手の期待にこたえられる営農指導員、相続・融資の相談が出来る金融外務員、より良い生活設計を提案出来る共済外務専任職員(LA)の育成・充実に努め、個別訪問に重点をおいた活動により信頼されるJAを目指します。

② 強固な経営基盤の構築

組合員の高齢化と世代交代が進む中、経営基盤の縮小が懸念されます。また、老朽化と耐震化対応のための施設整備もせまられております。この様な環境の中、永続的に事業を進めるために本所の建替と支所等の統廃合を視野に入れた業務効率の促進を図り、健全経営に基づく持続的な事業運営の実現に向けた経営基盤の構築を進めて参ります。

③ コンプライアンス態勢の強化

平成29年1月に策定した不祥事再発防止策兼整備計画に基づく、コンプライアンスプログラムの着実な実行と内部監査体制の充実に努め、役職員一丸となったコンプライアンス態勢の強化を図ります。

また、事務管理リスクをより明確化するため内部統制整備を進めリスクを軽減すると共に、公認会計士監査に対応できる態勢を構築します。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

① 通常総代会

平成29年3月25日開催

総代会日現在総代数		535名
出席総代数	実際に出席した総代	261名
	代理人	19名
	書面	116名
	計	396名
出席准組合員数		0名
重要な議事及び議決事項		
第1号議案 役員選任規程の一部変更について		
第2号議案 全国農業協同組合連合会が行う農業経営事業に関する同意について		
第3号議案 平成28年度事業報告及び剰余金処分案の承認について		
※貸借対照表・損益計算書・注記表は既に全国農業協同組合中央会及び監事から監査報告書において適法であると報告を受けているので報告事項としている。(定款41条第3項)		
平成28年度剰余金処分案 (独立監査人の監査報告書)		
第4号議案 平成29年度事業計画設定について		
第5号議案 平成29年度における理事及び監事の報酬について		
① 平成29年度における理事(常勤理事3名、非常勤理事18名)の報酬は総額3,493万円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。		
② 平成29年度における監事(常勤監事1名、非常勤監事4名)の報酬は総額1,015万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。		
第6号議案 退任理事に対する退職慰労金の支給について		
第7号議案 役員の選任について		
【付帯決議】① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句そと他事項に修正加除を要するときは、その処理を理事会に一任する。		
② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。		
【報告事項】① 貸借対照表・損益計算書・注記表及び付属明細書の報告について		
② 「JAバンク基本方針」の変更について		

(2) 組合員の状況

① 組合員数

(単位：組合人数)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	増減	
正組合員	個人	3,490	37	96	3,431	▲ 59	
	法人	農事組合法人	1	-	-	1	-
		その他の法人	3	-	-	3	-
	計	3,494	37	96	3,435	▲ 59	
准組合員	個人	4,140	180	107	4,213	73	
	農業協同組合	-	-	-	-	-	
	農事組合法人	1	-	-	1	-	
	その他の団体	6	-	-	6	-	
計	4,147	180	107	4,220	73		
合計		7,641	217	203	7,655	14	
備考：当期末正組合員戸数		3,178戸					
当期末准組合員戸数		3,739戸					

② 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末現在	当期増加	当期減少	当期末	増減	
正組合員	個人	740,253	15,496	20,982	734,767	▲ 5,486	
	法人	農事組合法人	1	-	-	1	-
		その他の法人	114	-	-	114	-
		計	740,368	15,496	20,982	734,882	▲ 5,486
准組合員	個人	380,873	10,710	32,930	358,653	▲ 22,220	
	農業協同組合	-	-	-	-	-	
	農事組合法人	5	-	-	5	-	
	その他の団体	3,073	-	-	3,073	-	
	計	383,951	10,710	32,930	361,731	▲ 22,220	
処分未済持分		4,996	7,919	3,325	9,590	4,594	
合計		1,129,315	34,125	57,237	1,106,203	▲ 23,112	
摘要：(1)出資1口金額				1,000円			
(2)当期末払込済出資総額				1,106,203,000円			

(3) 役員の状況

役員の氏名及び役職等

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	設 楽 憲 一	常 勤	有	
専務理事	西 山 重 男	常 勤	無	経 済 事 業
常務理事	栗 原 廣 行	常 勤	無	金 融 ・ 共 済 事 業
理 事	土 肥 昇	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	高 石 繁 男	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	加 藤 邦 雄	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	幡 谷 公 生	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	佐 瀬 弘 一	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	根 本 秀 夫	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	大 木 清 志	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	居 初 正 芳	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	瀧 澤 良 一	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	山 口 和 久	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	横 瀬 隆 弘	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	吉 川 弘	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	大 木 正 義	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	篠 田 貞 夫	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	石 渡 潤 一	非 常 勤	無	金 融 委 員
理 事	斉 藤 孝 壹	非 常 勤	無	総 務 委 員
理 事	岡 野 貴 美 江	非 常 勤	無	経 済 委 員
理 事	澤 田 節 子	非 常 勤	無	総 務 委 員
代表・常勤監事	上 原 英 隆	常 勤	無	
監 事	丸 久 璋	非 常 勤	無	
監 事	高 梨 誠	非 常 勤	無	
監 事	野々宮 秀 樹	非 常 勤	無	(員 外)

(4) 職員の状況

職員数の増減

(単位：人)

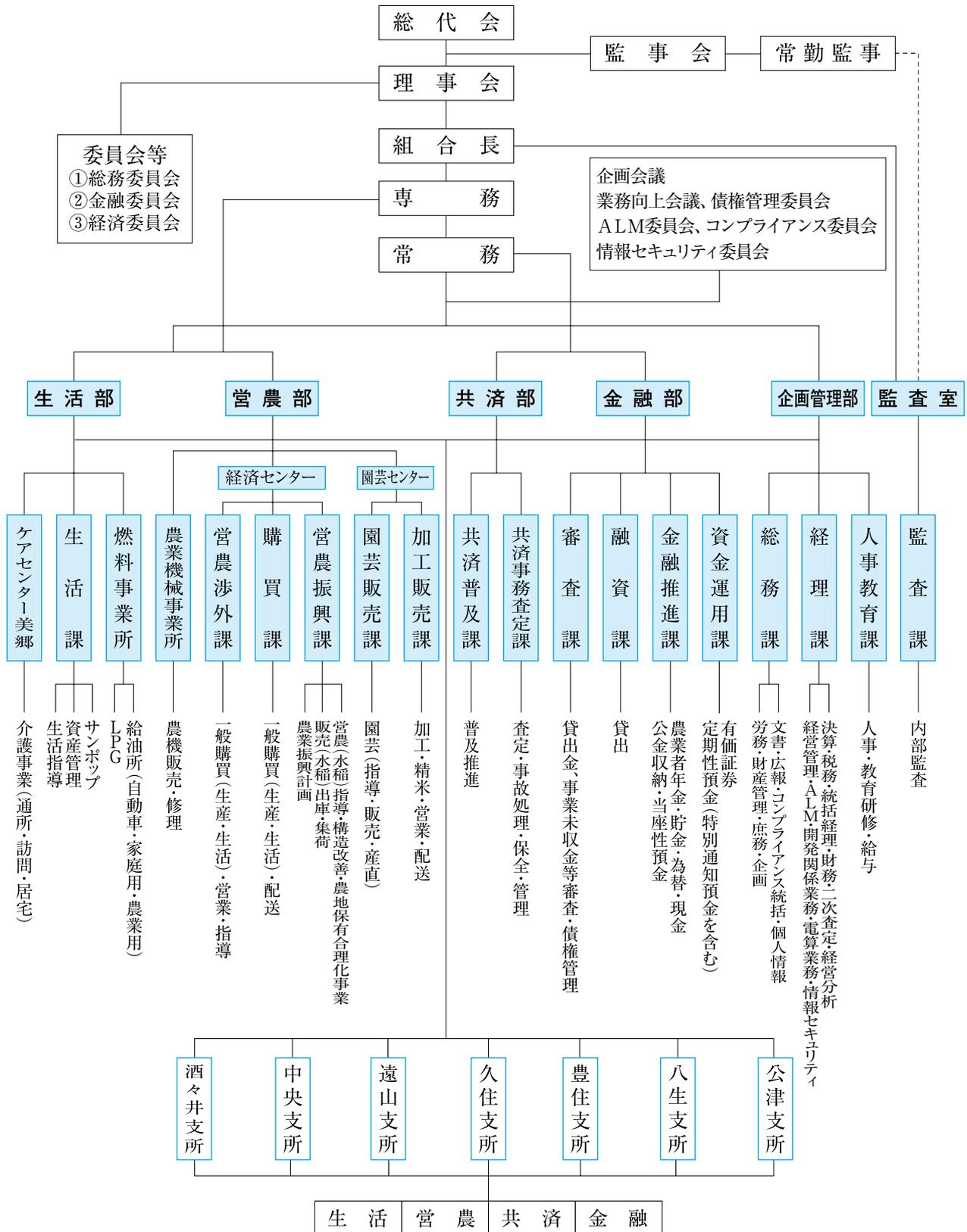
区 分	前年度末	当年度増	当年度減	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	1 6 8	1 0	1 4	1 0 3	6 1	1 6 4
営農指導員	9	—	—	9	—	9
生活指導員	1	—	—	—	1	1
嘱託職員	2 5	5	6	9	1 5	2 4
合 計	2 0 3	1 5	2 0	1 2 1	7 7	1 9 8

備考：年度末職員数には期末退職者は含みません

(5) 組織の構成

① 組合の機構

成田市農業協同組合機構図



② 組合員組織

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
年 金 友 の 会	4,331名	宝 田 産 直 組 合	54名
青 壯 年 部	29名	酒々井町農産物等直売組合	36名
女 性 部	103名	資 産 管 理 組 合	61名
園 芸 部	70名		

(6) 施設の設置状況

① 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事 務 所	公津支所	成田市宗吾3-470-1	
〃	八生支所	成田市松崎1430	
〃	豊住支所	成田市北羽鳥2029	
〃	久住支所	成田市久住中央1-6-1	
〃	遠山支所	成田市小菅1417-1	
〃	中央支所	成田市寺台292	
〃	酒々井支所	酒々井町酒々井1670-1	
〃	本 所	成田市寺台292	
事務所兼倉庫	経済センター	成田市宝田912-1	
店 舗	宝田直売所	成田市宝田912-1	
〃	酒々井直売所	酒々井町酒々井1677	
〃	農業機械事業所(宝田)	成田市宝田912-1	
〃	〃 (十余三)	成田市十余三68-45	
〃	〃 (酒々井)	酒々井町中川104-2	
〃	燃料事業所(NACS美郷・LPG)	成田市美郷台3-16-6	
〃	〃 (NACS酒々井)	酒々井町中川104-2	
加 工 場	加工場	成田市十余三68-161	
集 荷 場	集荷場	成田市十余三68-161	
精 米 工 場	精米工場	成田市十余三68-161	
農 業 倉 庫	米麦流通合理化施設(自動ラック式低温倉庫)	成田市宝田912-1	
〃	品質向上物流合理化施設(自動ラック式低温倉庫)	成田市赤荻字清水田1595-1	
〃	赤荻低温倉庫	成田市赤荻字清水田1608-1	
〃	酒々井低温倉庫	酒々井町酒々井1670-1	
介 護	ケアセンター美郷	成田市美郷台1-15-10	

② 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

イ 代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	12	-	-	12

ロ 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店数	無し		

平成29年度貸借対照表

[平成29年12月31日現在]

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1 信用事業資産	88,275,812	1 信用事業負債	88,622,957
(1) 現金	560,741	(1) 貯金	88,341,578
(2) 預金	55,345,988	(2) 借入金	2,584
系統預金	55,279,325	(3) その他の信用事業負債	278,795
系統外預金	66,663	未払費用	70,120
(3) 有価証券	10,977,208	その他の負債	208,674
地方債	207,790	2 共済事業負債	638,406
社債	5,159,068	(1) 共済借入金	260,319
受益証券	5,610,350	(2) 共済資金	219,096
(4) 貸出金	21,097,885	(3) 共済未払利息	2,848
(5) その他の信用事業資産	367,107	(4) 未経過共済付加収入	156,105
未収収益	339,885	(5) その他の共済事業負債	35
その他資産	27,222	3 経済事業負債	247,848
(6) 貸倒引当金	△ 73,119	(1) 経済事業未払金	209,739
2 共済事業資産	270,532	(2) 経済受託債務	281
(1) 共済貸付金	260,319	(3) その他の経済事業負債	37,827
(2) 共済未収利息	2,848	4 設備借入金	326,609
(3) その他の共済事業資産	7,380	5 雑負債	232,024
(4) 貸倒引当金	△ 16	(1) 未払法人税等	7,855
3 経済事業資産	957,233	(2) リース債務	2,002
(1) 経済事業未収金	254,291	(3) 資産除去債務	11,725
(2) 経済受託債権	6,903	(4) その他の負債	210,441
(3) 棚卸資産	668,273	6 諸引当金	220,471
購買品	127,457	(1) 賞与引当金	13,662
販売品	528,514	(2) 退職給付引当金	189,707
その他の棚卸資産	12,301	(3) 役員退職慰労引当金	17,101
(4) その他の経済事業資産	28,624	7 繰延税金負債	11,760
(5) 貸倒引当金	△ 858	8 再評価に係る繰延税金負債	370,634
4 雑資産	239,303	負債の部合計	90,670,711
(うち職員厚生貸付金)	(36,673)	(純資産の部)	
(うち特例業務負担長期前納金)	(77,366)	1 組合員資本	4,843,159
(その他貸倒引当金)	(△182)	(1) 出資金	1,106,203
5 固定資産	2,961,024	(2) 利益剰余金	3,746,546
(1) 有形固定資産	2,929,551	利益準備金	1,931,200
建物	2,569,446	その他利益剰余金	1,815,346
機械装置	493,102	特別積立金	1,181,395
土地	1,919,276	残留農薬事故対策積立金	25,000
その他の有形固定資産	1,344,428	経営基盤安定化積立金	300,000
減価償却累計額	△ 3,396,702	当期末処分剰余金	308,950
(2) 無形固定資産	31,472	(うち当期剰余金)	(94,116)
リース資産	1,854	(3) 処分未済持分	△ 9,590
その他の無形固定資産	29,618	2 評価・換算差額等	1,085,286
6 外部出資	3,895,251	(1) その他有価証券評価差額金	194,795
(1) 外部出資	3,895,251	(2) 土地再評価差額金	890,491
系統出資	3,799,801	純資産の部合計	5,928,446
系統外出資	95,450	負債及び純資産の部合計	96,599,157
資産の部合計	96,599,157		

平成29年度損益計算書

平成29年1月1日から平成29年12月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業総利益	1,745,336
(1) 信用事業収益	863,507
資金運用収益	834,031
(うち預金利息)	(343,398)
(うち有価証券利息)	(86,714)
(うち貸出金利息)	(361,579)
(うちその他受入利息)	(42,338)
役務取引等収益	17,293
その他経常収益	12,183
(2) 信用事業費用	129,451
資金調達費用	55,992
(うち貯金利息)	(54,711)
(うち給付補填備金繰入)	(491)
(うちその他支払利息)	(789)
役務取引等費用	7,172
その他経常費用	66,286
(うち貸倒引当戻入益)	(△1,596)
信用事業総利益	734,056
(3) 共済事業収益	474,090
共済付加収入	437,003
共済貸付金利息	6,585
その他の収益	30,500
(4) 共済事業費用	27,489
共済借入金利息	6,585
共済推進費	15,323
共済保全費	3,634
その他の費用	1,945
共済事業総利益	446,600

科 目	金 額
(5) 購買事業収益	1,550,583
購買品供給高	1,494,832
購買手数料	5,355
その他の収益	50,395
(6) 購買事業費用	1,320,636
購買品供給原価	1,263,751
その他の費用	56,885
購買事業総利益	229,946
(7) 販売事業収益	1,073,724
販売品販売高	953,586
販売手数料	50,542
検査手数料	4,474
その他の収益	65,120
(8) 販売事業費用	833,901
販売品販売原価	696,570
その他の費用	137,331
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,823)
販売事業総利益	239,822
(9) 保管事業収益	20,873
(10) 保管事業費用	5,548
保管事業総利益	15,325
(11) 利用事業収益	398
(12) 利用事業費用	10
利用事業総利益	388
(13) 宅地等供給事業収益	43,027
(14) 宅地等供給事業費用	2,420
宅地等供給事業総利益	40,606

科 目	金 額
(15) 福祉事業収益	90,452
(16) 福祉事業費用	27,951
福祉事業総利益	62,500
(17) その他事業費用	163
その他事業総利益	△163
(18) 指導事業収入	5,823
(19) 指導事業支出	29,572
指導事業収支差額	△23,748
2 事業管理費	1,666,880
(1) 人件費	1,185,202
(2) 業務費	134,890
(3) 諸税負担金	71,484
(4) 施設費	262,765
(5) その他事業管理費	12,537
事業利益	78,456
3 事業外収益	55,648
(1) 受取雑利息	2,014
(2) 受取出資配当金	21,934
(3) 貸貸料	4,749
(4) 償却債権取立益	312
(5) 雑収入	26,637
4 事業外費用	1,226
(1) 支払雑利息	494
(2) 寄付金	159
(3) 雑損失	572
経常利益	132,879

科 目	金 額
5 特別利益	527,161
(1) 一般補助金	524,048
(2) その他の特別利益	3,113
6 特別損失	525,767
(1) 固定資産処分損	1,719
(2) 固定資産圧縮損	524,048
税引前当期利益	134,272
法人税、住民税及び事業税	15,896
法人税等調整額	24,259
法人税等合計	40,156
当期剰余金	94,116
当期首繰越剰余金	215,704
土地再評価差額金取崩	△869
当期末処分剰余金	308,950

注 記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

- | | | |
|----------------|----|----------------------------------|
| 購買品（酒々井直売所を除く） | …… | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| 購買品（酒々井直売所） | …… | 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| 販売品 | …… | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| その他の棚卸資産 | …… | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |

3. 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

4. 引当金の計上方法

引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与引当金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産について、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載した場合については、その圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,257,196千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建	物	657,813千円、	構	築	物	30,459千円、	機	械	及	び	装	置	561,369千円
車	輛	・	運	搬	具	1,290千円、	器	具	備	品	6,263千円		

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATMについては、リース契約により使用しています。

3. 担保に供している資産

定期預金 2,500,000千円を為替決済の担保に、定期預金 8,700,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

4. 役員に対する金銭債権の総額

理事、および監事に対する金銭債権はありません。

5. 信用事業を行う組合の貸借対照表に要求される注記

① 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は39,434千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,434千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年12月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 639,586千円
- 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行つて算出しました。

尚、路線価による算出が不可能なものについては、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行つて算出しました。

Ⅲ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、9.9%は水田農業等に対するものであり、当該業種をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に金融部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価マニュアルなど厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貯金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.06%上昇したものと想定した場合には、経済価値が12,914千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスクの変数が一定の場合を前提としており、金利をその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	55,345,988	55,334,757	△11,231
有価証券			
その他有価証券	10,977,208	10,977,208	
貸出金(*1)	21,134,558		
貸倒引当金(*2)	△73,242		
貸倒引当金控除後	21,061,316	21,856,010	794,693
資産計	87,384,513	88,167,975	783,462
貯金	88,341,578	88,391,009	49,430
負債計	88,341,578	88,391,009	49,430

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金36,673千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位:千円)
	貸借対照表計上額
外部出資(*)	3,895,251
合計	3,895,251

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	55,345,988					
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000	100,000	300,000	100,000	500,000	9,600,000
貸出金 (*1, 2)	1,630,451	1,424,504	1,371,769	1,318,181	1,223,163	14,129,815
合計	57,076,440	1,524,504	1,671,769	1,418,181	1,723,163	23,729,815

(*1) 貸出金のうち、当座貸越106,417千円については「1年以内」に含めています。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	72,199,181	8,891,086	6,549,939	313,579	282,749	105,042
設備借入金	41,459	41,459	37,732	35,459	34,100	136,400
合計	72,240,640	8,932,545	6,587,671	349,038	316,849	241,442

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅳ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額 (*)	
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるもの	地方債	207,790	201,031	6,758
	社債	5,159,068	5,006,861	152,206
	公社債投資信託	5,610,350	5,500,000	110,350
	小計	10,977,208	10,707,893	269,314
合計	10,977,208	10,707,893	269,314	

(*) なお、上記の評価差額から繰延税金負債74,519千円を差引いた額194,795千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅴ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る事項

1. 採用している退職給付制度

従業員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	220,268千円
退職給付費用	28,302千円
退職給付の支払額	△26,050千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△32,813千円
期末における退職給付引当金	189,707千円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,087,973千円
特定退職共済制度	△270,329千円
確定給付企業年金制度	△627,937千円
未積立退職給付債務	189,707千円
退職給付引当金	189,707千円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	68,212千円
出向負担金受入	△397千円
退職給付費用	67,814千円

(注) 上記費用に含まれている特定退職共済制度への拠出金39,909千円は「福利厚生費」で処理しています。

2. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき存続組合から将来見込額として示された特例業務負担金の金額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,009千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は222,188千円となっています。

Ⅵ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	780千円
賞与引当金	3,778千円
未払費用否認額	1,541千円
退職給付引当金	52,486千円
役員退職慰労引当金	4,731千円

その他	10,455千円
繰延税金資産 小計	73,773千円
評価性引当額	△10,910千円
繰延税金資産 合計(A)	62,863千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△74,519千円
固定資産(資産除去債務対応)	△104千円
繰延税金負債 合計(B)	△74,623千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	△11,760千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	3.93%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△0.90%
住民税等均等割額	2.01%
評価性引当金額	△0.46%
その他	△2.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.91%

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

Ⅶ その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の倉庫等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～23年、割引率は0.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11,678千円
時の経過による調整額	47千円
期末残高	11,725千円

2. 貸借対照表上に計上している以外の資産除去債務

当組合は、経済センター駐車場、園芸センター施設用地に関して、不動産賃貸契約に基づき、退却時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該駐車場、施設用地は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

附属明細書

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細 (施行規則第141条第1項第1号)

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	1,129,315	34,125	57,237	1,106,203
利 益 剰 余 金	3,688,870	178,246	120,570	3,746,546
利益準備金	1,901,200	30,000	—	1,931,200
その他利益剰余金	1,787,670	148,246	120,570	1,815,346
特別積立金	1,181,395	—	—	1,181,395
残留農業事故対策積立金	25,000	—	—	25,000
経営基盤安定化積立金	245,000	55,000	—	300,000
当期末処分剰余金	336,274	93,246	120,570	308,950
処分未済持分	△ 4,996	△ 7,919	△ 3,325	△ 9,590
合 計	4,813,189	204,452	174,482	4,843,159

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (施行規則第141条第1項第2号)

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率	
有形固定資産	建 物	2,472,726	392,699	295,979	2,569,446	39,130	1,864,683	72.57%
	機 械 装 置	394,794	457,138	358,830	493,102	15,729	368,942	74.82%
	土 地	1,913,588	31,142	25,455	1,919,276			
	建設仮勘定	34,765	870,167	904,932	—			
	その他の有形固定資産	1,289,206	110,727	55,504	1,344,428	45,349	1,163,077	86.51%
	計	6,105,081	1,861,874	1,640,702	6,326,254	100,209	3,396,702	
無形固定資産	リ ー ス 資 産	2,472	-	618	1,854	618		
	その他の無形固定資産	24,511	20,839	15,732	29,618	11,732		
	計	26,983	20,839	16,350	31,472	12,350		
合 計	6,132,065	1,882,714	1,657,053	6,357,726	112,560			

注1 建物、機械装置、土地、その他の有形固定資産のうち構築物の当期増加額は主に平成28年度産地パワーアップ事業による品質向上物流合理化施設の取得に係るもので、取得価額はそれぞれ365,368千円、447,000千円、29,869千円、62,481千円です。

注2 地積誤りにより修正を行ったため、土地の簿価額が24,172千円減少しています。

(3) 外部出資の明細 (施行規則第141条第1項第3号)

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	厚 生 連	370	—	—	370
	農 林 中 央 金 庫 (うち後配出資)	3,129,101 (3,018,000)	— (—)	— (—)	3,129,101 (3,018,000)
	全 農	76,900	—	—	76,900
	全 共 連	592,200	—	—	592,200
	酪 連	1,230	—	—	1,230
	計	3,799,801	—	—	3,799,801
系 統 外	株				
	(株) 農 協 観 光	1,000	—	—	1,000
	(株) 日 本 農 業 新 聞	50	—	—	50
	(株) ジェイエイライフ	1,000	—	—	1,000
	(株) 千葉県JA情報センター	34,500	—	—	34,500
その他	千 葉 県 農 業 会 信 用 基 金 協 会	58,800	100	—	58,900
	計	95,350	100	—	95,450
合 計		3,895,151	100	—	3,895,251

(4) 引当金等の明細 (施行規則第141条第1項第5号)

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金	77,639	74,176	—	77,639	74,176
一 般 貸 倒 引 当 金	73,964	71,357	—	73,964	71,357
うち信用事業	71,067	70,299	—	71,067	70,299
うち共済事業	16	16	—	16	16
うち購買事業	287	278	—	287	278
うち販売事業	2,356	532	—	2,356	532
うちその他事業	61	47	—	61	47
うち事業外	175	182	—	175	182
個 別 貸 倒 引 当 金	3,675	2,819	—	3,675	2,819
うち信用事業	3,648	2,819	—	3,648	2,819
うち購買事業	26	—	—	26	—
賞 与 引 当 金	14,645	13,662	14,645	—	13,662
退 職 給 付 引 当 金	220,268	28,302	58,864	—	189,707
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	19,812	3,746	6,457	—	17,101
合 計	332,366	119,889	79,968	77,639	294,648

(注) 個別貸倒引当金の目的使用以外の当期減少額は、前年度において個別貸倒引当金(有税)で引当したものを本年度決算で貸出金償却する該当者がいないので、前年度計上額全額を取崩したものです。

(5) 役員との間の取引の明細（施行規則第141条第1項第7号）
役員との間の取引の明細はありません。

(6) 事業管理費の明細（施行規則第141条第1項第8号）

（単位：千円）

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役員報酬	44,812
	給料手当	886,018
	（うち賞与引当金繰入額）	(13,662)
	福利厚生費	222,719
	退職給付費用	27,905
	役員退職慰労金	—
	役員退職慰労引当金繰入	3,746
	計	1,185,202
業 務 費	会議費	4,742
	接待交際費	1,794
	宣伝広告費	2,647
	通信費	14,973
	印刷・消耗品費	22,125
	図書・研修費	10,351
	事務委託費	75,336
	旅費	2,918
	計	134,890
諸 税 負 担 金	租税公課	34,454
	支払賦課金	15,745
	分担金	21,283
	計	71,484
施 設 費	減価償却費	112,560
	保守修繕費	20,688
	保険料	12,415
	水道光熱費	33,960
	賃借料	15,568
	消耗備品費	9,462
	車両費	550
	施設管理費	57,559
	計	262,765
その他事業管理費		12,537
合	計	1,666,880

(7) 事業別の明細（施行規則第141条第2項）

(ア) 信用事業

① 貯金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
当 座 性 貯 金	31,466,604
定 期 貯 金	55,755,463
定 期 積 金	1,119,510
合 計	88,341,578

② 貸出金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
手 形 貸 付 金	37,768
証 書 貸 付 金	19,444,700
当 座 貸 越	106,417
金 融 機 関 貸 付	1,509,000
合 計	21,097,885

③ 預金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
系 統 預 金	55,279,325
系 統 外 預 金	66,663
合 計	55,345,988

④ 有価証券

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
国 債	—
地 方 債	207,790
政 府 保 証 債	—
金 融 債	—
社 債	5,159,068
受 益 証 券	5,610,350
合 計	10,977,208

(イ) 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
生 命 総 合 共 済	118,400,875
終 身 共 済	59,416,899
定 期 生 命 共 済	225,000
養 老 生 命 共 済	27,810,112
こ ども 共 済	12,038,700
医 療 共 済	26,593,650
が ん 共 済	146,000
定 期 医 療 共 済	2,778,100
介 護 共 済	1,165,113
年 金 共 済	266,000
建 物 更 生 共 済	169,057,972
合 計	287,458,847

(注) 金額は年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）です。

② 医療共済の入院共済金額保有高 (単位：千円)

種 類	金 額
医 療 共 済	19,184
が ん 共 済	8,907
定 期 医 療 共 済	3,114
合 計	31,205

(注) 金額は入院共済金額です。

③ 介護共済の介護共済金額保有高 (単位：千円)

種 類	金 額
介 護 共 済	1,933,420
合 計	1,933,420

(注) 金額は介護共済金額です。

④ 年金共済の年金保有高 (単位：千円)

種 類	金 額
年 金 開 始 前	1,389,532
年 金 開 始 後	545,597
合 計	1,935,130

(注) 金額は、年金金額（利率変動型年金にあっては、最低保障年金金額）です。

⑤ 短期共済新契約高 (単位：千円)

種 類	金 額	掛 金
火 災 共 済	5,108,700	5,872
自 動 車 共 済		249,861
傷 害 共 済	18,374,000	1,525
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	6,000	64
賠 償 責 任 共 済		231
自 賠 責 共 済		45,258
合 計		302,814

(注) 金額は保障金額です。

(ウ) 購買事業

(単位：千円)

品 目		購買品供給高
生 産 資 材	肥 料	164,675
	農 薬	162,758
	飼 料	3,870
	農 業 機 械	237,030
	自動車（除く二輪）	15,999
	燃 料	557,192
	そ の 他	131,786
	小 計	1,273,314
生 活 物 資	食 品	
	米	12,223
	そ の 他 食 品	37,255
	L P ガ ス	108,917
	そ の 他	63,121
小 計	221,517	
合 計		1,494,832

(エ) 販売事業

① 受託販売品

(単位：千円)

品 目	取 扱 高
米	767,566
麦 ・ 豆 ・ 雑 穀	6,699
野 菜	425,809
果 実	108,022
産 直	68,524
合 計	1,376,623

② 買取販売品

(単位：千円)

品 目	当 年 度 末
米	318,961
加 工 販 売	634,624
合 計	953,586

(オ) 保管事業

(単位：千円)

科 目	当 年 度 末	
収 益	保 管 料	20,863
	倉 庫 雑 収 入	10
	計	20,873
費 用	労 務 費	3,947
	保 全 管 理 費	686
	車 両 ・ 燃 料	440
	そ の 他 費 用	473
	計	5,548
差 引	15,325	

(カ) 利用事業 (会館)

(単位：千円)

科 目	当 年 度 末	
収 益	会 館 使 用 料	342
	雑 収 入	56
	計	398
費 用	利 用 事 業 費	10
	計	10
差 引	388	

(キ) 宅地等供給事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収 益	供 給 手 数 料	22,928
	アパ-ト入居斡旋料	6,345
	アパ-ト管理手数料	11,942
	雑 収 入	1,811
	計	43,027
費 用	アパ-ト入居斡旋料	2,172
	アパ-ト管理費用	79
	そ の 他 の 費 用	168
	計	2,420
	差 引	40,606

(ク) 福祉事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末	
収 益	福祉収益	福 祉 受 託 料	1,170
		高齡者生活支援事業収益	150
		福 祉 雑 収 入	107
		計	1,428
費 用	介護保険 事業収益	訪 問 介 護 収 益	14,005
		通 所 介 護 収 益	62,449
		居宅介護支援収益	12,569
		計	89,024
	計	90,452	
費 用	福祉費用	労 務 費	22,504
		材 料 費	2,882
		車 両 ・ 燃 料 費	1,273
		そ の 他	1,290
	計	27,951	
	差 引	62,500	

(ケ) 指導事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収 益	実 費 収 入	3,324
	指 導 補 助 金	2,498
	計	5,823
費 用	営 農 改 善 費	2,494
	組 織 対 策 費	10,635
	農 政 対 策 費	3,774
	教 育 情 報 費	6,455
	生 活 改 善 費	3,027
	業 務 相 談 費	690
	そ の 他 費 用	2,494
	計	29,572
	差 引	△ 23,748

2. 事業報告の附属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細（施行規則第142条第1項第1号）

（単位：千円）

区 分	当期中の報酬等支払額	総会（又は総代会）で定められた報酬等限度額
理 事	34,921	34,930
監 事	9,890	10,150
合 計	44,812	45,080

（注1）当期中の役員退職慰労金の支払額は次のとおりです。

理 事	6,457千円
計	6,457千円

(2) 役員の内職等の明細（施行規則第142条第2号）

区 分			氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
代表理事組合長	常 勤	有	設楽 憲一	全国農業協同組合連合会千葉県本部	運営委員
代表理事組合長	常 勤	有	設楽 憲一	全国共済農業協同組合連合会千葉県本部	運営委員

部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,122,482	863,507	474,090	1,949,823	829,237	5,823	/
事業費用②	2,377,145	129,451	27,489	1,545,551	645,080	29,572	/
事業総利益③ (①-②)	1,745,336	734,056	446,600	404,271	184,156	△23,748	/
事業管理費④	1,666,880	663,764	308,208	434,025	165,796	95,086	/
(うち減価償却費⑤)	(112,560)	(32,202)	(9,570)	(48,665)	(19,488)	(2,632)	/
(うち人件費⑤')	(1,185,202)	(451,314)	(240,324)	(299,506)	(107,829)	(86,227)	/
※うち共通管理費⑥	/	185,980	110,070	53,137	22,773	7,591	△379,551
(うち減価償却費⑦)	/	(14,587)	(8,633)	(4,167)	(1,786)	(595)	(△29,769)
(うち人件費⑦')	/	(96,142)	(56,900)	(27,469)	(11,772)	(3,924)	(△196,208)
事業利益⑧ (③-④)	78,456	70,292	138,392	△29,753	18,359	△118,834	/
事業外収益⑨	55,648	27,238	10,810	7,063	9,609	926	/
※うち共通部分⑩	/	18,164	10,750	5,189	2,224	741	△37,069
事業外費用⑪	1,226	325	192	101	593	13	/
※うち共通部分⑫	/	325	192	92	39	13	△663
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	132,879	97,205	149,011	△22,791	27,375	△117,921	/
特別利益⑭	527,161	258,309	152,876	73,802	31,629	10,543	/
※うち共通部分⑮	/	258,309	152,876	73,802	31,629	10,543	△527,161
特別損失⑯	525,767	257,626	152,472	73,607	31,546	10,515	/
※うち共通部分⑰	/	257,626	152,472	73,607	31,546	10,515	△525,767
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	134,272	97,888	149,415	△22,596	27,459	△117,893	/
営農指導事業分配賦額⑲	/	36,547	11,789	58,946	10,610	△117,893	/
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	134,272	61,341	137,626	△81,543	16,849	/	/

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費及び営農事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費

$$\frac{\text{業務人数の割合} + \text{事業損益の割合}}{2}$$

(2) 営農指導事業

営農指導による各事業の影響度合いを配賦割合とした。

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	49	29	14	6	2	100
営農指導事業	31	10	50	9	/	100

平成29年度剰余金処分案

(単位：円)

1. 当期末処分剰余金	308,950,836
2. 剰余金処分額	
(1) 利益準備金	20,000,000
(2) 任意積立金	50,000,000
施設整備積立金	(50,000,000)
(3) 出資配当金	16,428,410
3. 次期繰越剰余金	222,522,426

- (注) 1. 出資配当は年1.5%の割合である。
 ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算とする。
2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。
3. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額5,000千円が含まれている。

<別表>

(単位：円)

種 類	積 立 目 的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (平成29年 12月31日現在)
残留農薬事故 対策積立金	残留農薬事故発生に備える	25,000,000	目標額 まで	事故 発生年	25,000,000
経営基盤安定化 積立金	組合の資産や信用リスクなどの 支出及びその他重大な臨 時損失の発生に備え組合経 営基盤の安定を図る	300,000,000	目標額 まで	発生年	300,000,000
施設整備積立金	施設の取得、改修、解体 などに充てるため	500,000,000	目標額 まで	発生年	0

独立監査人の監査報告書

平成30年2月23日

成田市農業協同組合
理事会 御中

全国農業協同組合中央会

監査委員長

大森



本会は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第7条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の法第37条の2第1項の規定に基づき、成田市農業協同組合の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの平成29事業年度の農業協同組合法第36条第2項に定める書類、すなわち事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びに附属明細書について監査を行った。

決算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

本会の責任は、本会が実施した監査に基づいて、独立の立場から決算書類に対する意見を表明することにある。本会は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて定めた「農業協同組合中央会監査基準」に準拠して監査を行った。監査の基準は、本会に決算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、決算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、本会の判断により、不正又は誤謬による決算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、本会は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、決算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての決算書類の表示を検討することが含まれる。

本会は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

監査の結果、本会の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い組合の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

組合と監査に従事した監査士との間には、全国農業協同組合中央会監査規程の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

監 査 報 告 書

私たち監事は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの第 29 事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等を定め、理事、内部監査部門その他使用人及びその他監事が適切に職務を遂行するに当たり必要と判断した者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、全国農業協同組合中央会から「独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項」及び「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」に関するその他の事項（旧農協法施行規則第 151 条）について通知及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、全国農業協同組合中央会が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査報告の内容の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案（損失処理案）及び附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 全国農業協同組合中央会の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 剰余金処分案は、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 全国農業協同組合中央会の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 30 年 2 月 26 日

成田市農業協同組合

代表 監 事 上原 英隆 (印)
及び常勤監事
監 事 丸 久璋 (印)
監 事 高梨 誠 (印)
監 事 野々宮 秀樹 (印)

(注) 監事野々宮秀樹は農協法第 30 条第 14 項に定める員外監事です。

以 上

基本方針

農業を取り巻く環境は、生産者の高齢化、耕作放棄地の増加、農産物販売価格の低迷、生産コストの上昇など依然として厳しい状況におかれております。また、JAを取り巻く環境も、正組合員や農業者の減少・高齢化などに加え、次世代との関係構築など、組織基盤の強化が喫緊の課題となっています。そして、将来を見据えた地域農業の発展に向け、担い手の育成・支援、生産コストの低減、地域生産振興や6次産業化の促進、食の安全・安心への取り組みなど、着実に実践する必要があります。

このような中、政府の「農協改革集中実践期間」の期限である平成31年5月末が大きな節目となるなか、第27回JA全国大会決議の実践期間の終了までに、各JAが「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に掲げ、地域農業の振興や地域づくりに向けた自己改革に取り組んでいかなければなりません。そして、十分な成果を上げ、組合員やJAグループ外部からの評価を高めていくことが極めて重要なことになって参りますので、役員一丸となって取り組みます。

本年度の事業としては、組織基盤を強化するため、部門間の連携を一層強化してJAの総合力を発揮し、組合員の満足度向上と未加入利用者の組合加入を勧めると共に、金融資産を中心に財務の増強を図りながら、取扱高と供給高を伸ばしつつ、事業管理費の執行を適切に行い事業利益を確保し、当期剰余金72百万円を目標に事業展開します。

さらに、コンプライアンス・プログラムに基づく事業展開により、コンプライアンスの徹底と不祥事再発防止策を全役職員が、一体となって取り組みます。また、JA成田市のビジョンである「元気」と「安心」をお届けする地域一番のリーダーを目指し、組合員・利用者の満足を自らの喜びとし、生きがいを感じる活力ある職場作りに努めます。本年度も地域に密着した事業を行いますので、組合員の皆様の格別なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

協同の力で農業と地域を豊かに
地域に密着した事業活動
愛され、親しまれ、信頼されるJA

指 導 事 業

基本方針

JA成田市管内の農業は、農業従事者の高齢化と後継者不足に伴い、農業生産基盤が弱体化する中で、地域の農業を維持していく事が最重要課題となっております。第10次3か年最終年度となりますが計画達成を目標に進めて参ります。国の農業政策が変化する中で、関係機関と一体となって農業者の所得増大と経営安定に努めます。また、組合員が健康で豊かな生活を築くために、集団検診と精度の高い巡回人間ドックも実施します。

重点実施事項

(単位：千円)

	項 目	実 施 内 容	事業費支出計画	
			前年実績	本年計画
事業計画	営農改善	組合員の所得向上を目指し、安全で安心な農産物の生産と販売体制を確立し、農業経営の安定に努めます。(公財)成田市農業センターと連携し、農地の利用集積・流動化を進め、担い手の育成と地域振興作物のブランド化を進めて参ります。	2,494	3,010
	生活文化	組合員、利用者の健康増進のため、生活習慣病を中心とした各種疾病の予防・早期発見に向けて、集団健康診断・巡回人間ドックの受診を促進します。また、高齢者介護について、一人ひとりの多様なニーズや住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図ります。さらに、地場産の大豆を利用した無添加のこだわり味噌を女性部と連携して醸造し、提供して参ります。さらに文化活動の一環として家の光普及推進に取り組みます。	3,027	3,430
	組織強化	支部組織、生産組織、青壮年部、女性部とJA事業との結びつきの充実強化を図り、後継者対策に取り組みます。	10,635	12,050
	農政対策	地域農業振興や新たな米政策への取り組みと、系統組織の行う農政活動に積極的に参加すると共に行政及び関係機関との連携を密にし、地域の発展に努めて参ります。	3,774	3,954
	教育情報	広報誌みのりにて、地域農業の動向・農政活動の情報を提供し、組合員との意思疎通に努めます。JAへの正しい理解を深めるため、ホームページによる情報開示に努めます。また、定期刊行誌「びたみん」を発行致します。	6,455	6,415
	都市化対策 相談業務	組合員の税務及び法律に関する相談業務を実施します。また、市街化区域内の農地活用に関する情報を提供することにより有効な資産活用を提案します。	990	1,500
		そ の 他	2,194	510
	合 計		29,572	30,869

販 売 事 業

1. 米 穀

基本方針

本年度も買い取り方式を実施し、価格設定に際しては、市場動向を注視しながら進めて参ります。

平成30年度産米の集荷目標を104,000俵とし、全量集荷に取り組みます。

JA系統機関と連携し、フレコンバックによる集荷を促進し、有利販売に取り組みます。

重点実施事項

- ① 戸別訪問による、所得増大につながるふさおとめ、ふさこがねの品種誘導をします。
- ② 認定農業者、担い手への訪問強化をします。
- ③ 成田市農業再生協議会が実施する米政策の加入促進をします。
- ④ 成田市農業センターとの連携を図ります。
- ⑤ ラック倉庫の利用を促進します。

2. 園 芸

基本方針

市場ニーズに対応した品目、品種を選定し地域ブランド品としての確立と販売強化を図ります。また、労力・経費の軽減策としてコンテナ出荷による全量買取を拡大すると共に、加工場向け野菜の作付提案により地場利用率の向上を図ります。

さらに、加工販売課と連携し、甘芋んの原料であるクイックスイート（甘藷）・成田栗の他、新たな品目の6次産業化を進め、地場産品の高付加価値生産と販路拡大に取り組み、生産者の所得向上を目指します。

重点実施事項

- ① 市場出荷の品質・規格の統一と、定期・定量出荷による戦略的な有利販売に取り組みます。
- ② 加工場向け野菜の生産誘導により、生産者の労力・経費削減による所得向上に取り組みます。
- ③ 人参・馬鈴薯の加工業者向けの契約拡大に取り組みます。
- ④ 成田栗の作付面積拡大と大果生産による品質向上に取り組みます。
- ⑤ 加工用白瓜の契約栽培生産者・作付面積の拡大を図ると共に、栽培指導による増収・A品率の向上を目指します。
- ⑥ 直売所（宝田・酒々井）組織の連携による販売強化と大手量販店への販売拡大を図ります。
- ⑦ GAP（農業生産工程管理）導入の意義や具体的な取り組み方法について普及啓発を行います。

3. 加工販売

基本方針

農業従事者の高齢化により野菜の生産量は減少傾向にありますが、労力・出荷経費が軽減される加工向けは安定しており、品目によっては利用率が向上しています。本年も加工場で使用する野菜は、地元で安定調達できるよう園芸課と連携し原料確保に取り組み、新鮮で安全な野菜を実需者に供給して参ります。

重点実施事項

- ① 「甘芋ん」「鉄砲漬」「成田栗」の販売拡大に努めます。
- ② 安全運転に徹し、正確かつ確実に配送します。
- ③ 安全衛生委員会を中心として衛生管理を徹底すると共に、事故防止に取り組みます。
- ④ 作業手順を見直し、さらなる効率化と異物混入防止に取り組みます。

販売品取扱高

(単位：千円)

品目	本年度 計画	
	数量 (俵)	取扱高
米	104,000	888,000
麦・雑穀	—	6,850
青果物	—	649,285
産直	—	66,310
加工販売	—	649,060
合計	104,000	2,259,505

購 買 事 業

1. 一般購買

基本方針

組合員・地域利用者のニーズを把握し、「JAの機能、役割が評価され、利用されていく為にはどうするべきか」を基本とし、事業活動を展開して参ります。

そのために、組合員・利用者個々の声を大切にし、頼られる地域密着型の事業を展開します。

重点実施事項

(1) 生産購買

- ① 営農指導（TAC）と連携し、銘柄集約、早期仕入れにより組合員に納得していただける資材を提供します。
- ② 在庫の適正化を進めコスト低減を図ります。

(2) 生活購買

- ① 組合員及び地域利用者のニーズにあった取扱品目の拡大を図ります。
- ② 環境や自然エネルギーを活用した商品の紹介と普及に取り組みます。

2. 農業機械事業所

基本方針

規模拡大を進める担い手農家を中心に、農業機械コストの引き下げに取り組むと共に、活発、かつ積極的な推進活動を行い、農作業の効率化・労力低減に取り組みます。また、修理技術の向上に努め、敏速な対応を心掛けた事業展開を行って参ります。

重点実施事項

(1) 農業機械

- ① JA成田市MC農機安全指導連絡協議会と協力し、農業機械の安全使用研修会等を開催し、事故防止に取り組みます。
- ② 支部（印旛郡）で全農・メーカーに協力をあおぎ、新商品・修理講習会へ参加します。
- ③ ふれあい展示会・実演会を開催し、労力低減・作業効率向上に向け、新しい商品を提案します。

(2) 修理・整備

- ① 移植機・収穫機・調整期の事前整備、トラクターの無償点検を行い、修理平準化に取り組みます。
- ② 修理訪問活動を行い、組合員の機械の不具合を確認し、敏速な修理活動を行います。

3. 燃料事業所

基本方針

適正な価格設定を基本に、LPG事業・SS事業共に安心・安全を基本により良いサービスと価格以上の笑顔と元気で、利用者様を迎えられますようスタッフ一同努めて参ります。

重点事項

- ① 組合員・准組合員の利用率向上推進に努めます。
- ② 農業用・暖房用の燃料油取扱拡大及び、配送の効率化を図ります。
- ③ LPガス取引契約者への保全対策及び呼び戻しを実施します。
- ④ 給湯器等ガス器具の更新新規需要への積極的な普及促進を図ります。
- ⑤ 事故防止対策（保安点検・埋設管漏洩検知機・CO中毒等）を実施します。

購買品供給高

(単位：千円)

分類	項目	前年度供給高(H29)	本年度計画		供給高 前年対比%
			供給高	手数料	
一般購買	飼料	3,870	3,330	333	86.0%
	肥料	164,675	178,200	27,621	108.2%
	農薬	162,758	169,200	26,226	103.9%
	生産資材	131,786	132,640	15,519	100.6%
	食品	37,255	20,280	3,995	54.4%
	家財	30,083	42,500	4,250	141.2%
	米	12,223	3,190	574	26.0%
	その他	33,037	48,000	5,280	145.2%
	計	575,691	597,340	83,798	103.7%
農業機械事業所		241,727	286,000	54,930	118.3%
燃料事業所		677,412	694,580	112,988	102.5%
合計		1,494,832	1,577,920	251,716	105.5%

資産管理事業

基本方針

賃貸住宅ニーズの変化や、税制改革への対応を中心とした組合員の負託に応えるため、情報の提供・相談業務を充実し、財産診断・節税対策・納税資金対策等を進めて参ります。

重点事項

- ① 税務・法律相談を実施します。
- ② 土地有効活用相談（財産診断・全農施主代行方式等）を実施します。
- ③ 戸建住宅見学会（モデルハウス等）を実施します。
- ④ 賃貸管理業務を充実させます。

事業目標

資産管理事業収入 26,500千円

福祉事業

基本方針

利用者に元気と安心を提供できる支援を行なうと共に、継続的な支援を続けられるようサービスの向上と地域に貢献できる日常生活支援事業を構築します。さらに、JA内部をはじめ、各居宅介護支援事業所、各事業所、地域包括支援センター及び行政との関係づくりを図ります。

重点実施事項

- ① 組合員及び近隣地域へのJA介護事業の周知徹底（認知症を始めとする介護に関連した学びの機会を計画する等）します。
- ② 行政や他事業所との関係強化に取り組みます。
- ③ 各種研修への参加を継続し、職員の接遇・コンプライアンスの遵守や医療知識・介護面の対応力向上を図り、スキルを高めます。
- ④ 介護員の確保、及び3事業における各種加算の取得により、体制を強化します。

事業目標

福祉事業収入 94,048千円

信用事業

基本方針

農業メインバンク機能の強化に取り組み、「しっかりと農業を支えるJAバンク」確立に向け、組合員の多様な担い手に対し、より踏み込んだ対応を行うことで、農業所得増大および地域活性化に資する機能を発揮し、組合員の満足度向上を目指します。

農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供を積極的に展開し、「食と農」を意識した広告・PRにより農業振興に貢献することで、組合員の満足とJAへの理解・評価を獲得し、利用者の拡大を図って参ります。

将来的に事業環境が厳しさを増していくことを踏まえ、営業力の底上げおよび事務管理態勢の充実・強化を図りながらローン・貯金等を中心とした、地域でのシェア向上・残高伸長に取り組み、事業量を拡大して参ります。

重点実施事項

- ① 農業貸出の支援等商品・各種サービスを強化・提供し、多様化する担い手を支援します。
- ② 准組合員を「直接的に地域の農業や経済に貢献する存在」と位置付け、農業振興に結びつく企画と商品の提供を積極的に展開します。併せて、農産物消費拡大の取り組み、子どもに対して農業や食の大切さを教える食農教育の応援事業等も積極展開します。
- ③ 利用者基盤である組合員のJAネットバンク・年金・給振・JAカードなど「メイン化」を通じ取引の充実を図ります。また、組合員および次世代・准組合員等の多様な要望に応えるため人材を育成し、年金や相続・税務相談の強化を図り、利用者の拡大を図ります。
- ④ JAにおける自店検査の実施・定着に取り組みます。

平成30年度目標

貯金：897億円

貸出金：216億円

年金友の会 会員数の状況（支所別）

（単位：人）

	公津	八生	豊住	久住	遠山	中央	酒々井	合計
平成28年末	688	383	482	554	798	644	771	4,320
平成29年末	687	399	477	529	796	648	795	4,331
増加会員数	▲ 1	16	▲ 5	▲ 25	▲ 2	4	24	11

共 済 事 業

基本方針

エリア戦略に基づく地域特性に応じた推進活動の実践を柱とし、提案型の推進活動を展開し、ひと・いえ・くるまの総合保障の確立と安定した収益確保に取り組んで参ります。

重点実施事項

1. L a b l e t ' s を活用した3Q訪問による加入内容説明の取り組みを強化します。
2. 「ひと・いえ・くるま」の保障点検活動の取り組みを強化します。
3. スマイルサポーターの育成に努めます。
4. 共済契約事務保全活動を強化します。
5. 共栄火災商品の販売強化に向けて取り組みます。
6. コンプライアンス態勢を徹底します。

事業目標

1. 新契約目標

長期共済	188億2,000万円	年金共済	1億2,500万円
自動車共済	5,400台	自賠責共済台数	1,810台

2. 目標

	長期共済	年金共済
保有契約高目標	2,897億円	133億円
純増加目標	22億円	3億円

総合財務計画

(単位：千円・%)

科目		前年度実績	本年度末画	前年度対比	科目		前年度実績	本年度末画	前年度対比
金融事業	現金	560,741	504,509	89.9	金融事業	貯金	88,341,578	89,788,000	101.6
	預金	55,345,988	56,620,211	102.3		借入金	2,584	1,292	50.0
	有価証券	10,977,208	10,700,000	97.4		信用雑負債	278,795	381,096	136.6
	貸出金	21,097,885	21,696,497	102.8		共済事業負債	638,406	764,100	119.6
	その他信用事業資産	293,988	265,725	90.3					
	共済事業資産	270,532	241,988	89.4					
金融資産計		88,546,344	90,028,930	101.6	金融負債計		89,261,363	90,934,488	101.8
経済事業	経済未収金	254,291	260,218	102.3	経済事業	経済未払金	209,739	191,000	91.0
	受託債権	6,903	54,000	782.2		受託債務	281	15,900	5,658.3
	棚卸資産	668,273	824,782	123.4		その他負債	37,827	14,040	37.1
	その他経済資産	27,766	1,162	4.1		経済負債計	247,848	220,940	89.1
						設備借入金	326,609	292,171	89.4
経済資産計		957,233	1,140,162	119.1	雑負債	232,024	136,477	58.8	
雑資産		239,303	178,597	74.6	諸引当金他	220,471	200,765	91.0	
固定資産	固定資産	6,357,726	6,390,383	100.5	繰延税金負債	11,760	13,600	115.6	
	減価償却累計額	△ 3,396,702	△ 3,478,234	102.4	土地再評価に係る繰延税金負債	370,634	370,634	100.0	
	固定資産計	2,961,024	2,912,149	98.3	負債合計	90,670,711	92,169,075	101.6	
外部出資		3,895,251	3,895,251	100.0	純資産	出資金	1,106,203	1,106,203	100.0
繰延税金資産		—	—	—		利益剰余金	3,746,546	3,802,117	101.4
土地再評価に係る繰延税金資産		—	—	—		処分未済持分	△ 9,590	△ 7,592	79.1
資産合計		96,599,157	98,155,089	101.6		その他有価証券評価差額金	194,795	194,795	100.0
						土地再評価差額金	890,491	890,491	100.0
					純資産合計		5,928,446	5,986,014	100.9
					負債・純資産合計		96,599,157	98,155,089	101.6

総合収支計画

(単位：千円・%)

科目		前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%	科目		前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%
信用事業収益	資金運用収益	834,031	840,736	100.8	販売事業費用	販売品販売原価	696,570	1,232,277	176.9
	(うち預金利息)	(343,398)	(335,153)	(97.5)		その他の費用	137,331	119,430	86.9
	(うち有価証券利息)	(86,714)	(86,000)	(99.1)		小計	833,901	1,351,707	162.0
	(うち貸出金利)	(361,579)	(377,583)	(104.4)	販売事業総利益	239,822	290,245	121.0	
	(うちその他受入利息)	(42,338)	(42,000)	(99.2)	保管事業収益	20,873	9,344	44.7	
	役務取引等収益	17,293	17,176	99.3	保管事業費用	5,548	3,960	71.3	
	その他事業直接収益	—	—	—	保管事業総利益	15,325	5,384	35.1	
	その他経常収益	12,183	900	7.3	利用事業収益	398	—	—	
	小計	863,507	858,812	99.4	利用事業費用	10	—	—	
信用事業費用	資金調達費用	55,992	52,196	93.2	利用事業総利益	388	—	—	
	(うち貯金利息)	(54,711)	(50,409)	(92.1)	宅地等供給事業収益	43,027	26,500	61.5	
	(うち給付補填金繰入)	(491)	(650)	(132.3)	宅地等供給事業費用	2,420	4,070	168.1	
	(うちその他支払利息)	(789)	(1,137)	(144.1)	宅地等供給事業総利益	40,606	22,430	55.2	
	役務取引等費用	7,172	7,200	100.3	福祉事業収益	90,452	94,048	103.9	
	その他直接費用	—	180	—	福祉事業費用	27,951	28,462	101.8	
	その他経常費用	66,286	73,581	111.0	福祉事業総利益	62,500	65,586	104.9	
	小計	129,451	133,157	102.8	その他事業収益	—	11,200	—	
	信用事業総利益	734,056	725,655	98.8	その他事業費用	163	—	—	
共済事業収益	共済付加収入	437,003	440,000	100.6	その他事業総利益	△ 163	11,200	△ 6,871.1	
	共済貸付利息	6,585	8,000	121.4	指導事業収入	5,823	6,270	107.6	
	その他の収益	30,500	26,000	85.2	指導事業支出	29,572	30,869	104.3	
	小計	474,090	474,000	99.9	指導事業収支差額	△ 23,748	△ 24,599	103.5	
共済事業費用	共済借入金利息	6,585	8,500	129.0	事業総利益	1,745,336	1,791,155	102.6	
	共済推進費	15,323	16,000	104.4	事業管理費	人件費	1,185,202	1,200,234	101.2
	共済保全費	3,634	3,300	90.8		業務費	134,890	145,005	107.4
	その他の費用	1,945	2,794	143.6		諸税負担金	71,484	75,368	105.4
	小計	27,489	30,594	111.2		施設費	262,765	286,485	109.0
共済事業総利益	446,600	443,406	99.2	雑費		12,537	12,048	96.0	
購買事業収益	購買品供給高	1,494,832	1,577,920	105.5	計	1,666,880	1,719,140	103.1	
	購買手数料	5,355	5,800	108.3	事業利益	78,456	72,015	91.7	
	その他の収益	50,395	52,050	103.2	事業外	収益	55,648	33,343	59.9
	小計	1,550,583	1,635,770	105.4		費用	1,226	622	50.7
購買事業費用	購買品供給原価	1,263,751	1,326,204	104.9	計	54,422	32,721	60.1	
	その他の費用	56,885	57,718	101.4	経常利益	132,879	104,736	78.8	
	小計	1,320,636	1,383,922	104.7	特別	利益	527,161	—	—
購買事業総利益	229,946	251,848	109.5	損失		525,767	—	—	
販売事業収益	販売品販売高	953,586	1,562,620	163.8	計	1,393	—	—	
	販売手数料	50,542	30,730	60.8	税引前当期利益	134,272	104,736	78.0	
	検査手数料	4,474	4,443	99.3	法人税・住民税及び事業税	15,896	32,736	205.9	
	その他の収益	65,120	44,159	67.8	法人税等調整額	24,259	—	—	
	小計	1,073,724	1,641,952	152.9	当期剰余金	94,116	72,000	76.5	

下記監事は、平成29年10月をもって退任されました。在任期間中の労に報いるため、当組合における「役員退任給与支給内規」に基づき総額47万円の範囲内で役員退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等については、監事の協議によることにご一願いたいと存じます。略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
海 保 功	平成20年3月 非常勤監事 平成23年3月 代表監事 平成29年10月 退任

第8号議案

役員の選任について

監事の退任に伴い、監事1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監事の過半数の同意を得ております。監事候補者は次のとおりです。

候補区分	氏名 (生年月日)	略歴	所見
監事	いwasawa じゅんいち 岩澤潤一 (昭和42年7月31日)	平成2年7月 農業 現在に至る	組合員の経営安定に尽力します。

メ モ

みんなの役割り

■ 組合員の役割り

1. 組織の役員や世話係には、すすんで協力します。
2. 組合の施設は、自分のものと同様に大切にします。
3. みんなで決めた申し合わせには従います。
4. 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。
5. 協同の力で、仲間同士助け合います。
6. 組合のあらゆる問題についてすすんで発言し、建設的に提言します。
7. 家族ぐるみで組合事業に参加し、積極的に利用します。
8. 生産組合組織や業種組織の活動にすすんで参加し、組織を強化します。
9. 研修会や講習会にはすすんで出席し、共同意識を培います。
10. 仲間づくりにつとめ、協同の輪を広げます。

■ 役員の役割り

1. 組合員の意志を尊重し、常に組合員の組合として運営されるよう力を尽くします。
2. 組合員組織の自主性を尊重し、組織相互間の摩擦を除き、協調をはかります。
3. 組合員に組合の方針、計画を適切に伝えます。
4. 誠実を第一とし、組合員の利益を優先します。
5. 出身地区の組合員だけでなく、組合員全体の代表として行動します。
6. 市町議会議員の兼職は原則として避け、組合運営に専念します。
7. 職員の立場を十分に尊重し、共に励まし合います。
8. 組合の事業、施設を率先して利用します。
9. 組合と競合関係にある事業には関わり合いません。
10. 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。

■ 職員の役割り

1. 協同組合の理念をよく理解し、協同活動を推進します。
2. 組合員との対話を深め、その意志反映と、信頼関係の向上につとめます。
3. 事業の方針や内容をよく理解し、目標達成に励みます。
4. お互いの連絡と協調をよくし、正確で効率のよい仕事をします。
5. 常に研鑽に努め、職務に必要な知識技能の向上をはかります。
6. 明るく、礼儀正しく、親切な態度で応対します。
7. 規律を守り、時間を大切にし、誠実に行動します。
8. 健康管理に努め、意欲と責任感をもって業務に取り組みます。
9. 組合の施設を大切にし、常に整理整頓に努めます。
10. 組合の事業を率先して利用します。



成田市農業協同組合

本 所 千葉県成田市寺台292番地

部室課名	電話番号
------	------

市外局番 0476

組合長 専務 常務 常勤監事	22-6711
-------------------------	---------

【監査室】

室長	22-6807
監査課	22-6807

【企画管理部】

部長	22-6786
総務課	22-6711
人事教育課	22-6711
経理課	22-6739

【共済部】

部長	22-6877
共済普及課	22-6714
共済課	22-6713

【金融部】

部長	22-6772
金融課	22-6715
金融渉外課	22-6796
ローンセンター	24-2926
審査課	22-6691

【生活部】

部長	22-6857
生活課	22-6716

本所内FAX	22-6718
--------	---------

ホームページアドレス <http://www.ja-narita.or.jp>

公津支所	〒286-0004	成田市宗吾3丁目470番地1	電話0476-26-9121
八生支所	〒286-0846	成田市松崎1430番地	電話0476-26-8036
豊住支所	〒286-0807	成田市北羽鳥2029番地	電話0476-37-0003
久住支所	〒286-0819	成田市久住中央1丁目6番地1	電話0476-36-1101
遠山支所	〒286-0127	成田市小菅1417番地1	電話0476-35-0511
中央支所	〒286-0022	成田市寺台292番地	電話0476-22-6712
酒々井支所	〒285-0927	酒々井町酒々井1670番地1	電話043-496-0291
営農部			
営農指導課	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-22-6717
購買課	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-20-1971
加工販売課	〒286-0101	成田市十余三68-161番地	電話0476-36-1341
園芸課	〒286-0101	成田市十余三68-161番地	電話0476-36-1541
燃料事業所			
NACS美郷・LPG	〒286-0013	成田市美郷台3-16-6	電話0476-22-7788
NACS酒々井	〒285-0921	酒々井町中川104番地2	電話043-496-2036
農産物直売所酒々井店	〒285-0927	酒々井町酒々井1677番地	電話043-496-1000
農産物直売所宝田店	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-24-8611
農業機械事業所			
宝田農機センター	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-22-3815
十余三農機センター	〒286-0101	成田市十余三68-45番地	電話0476-36-1546
酒々井農機センター	〒285-0921	酒々井町中川104番地2	電話043-496-9687
ケアセンター美郷	〒286-0013	成田市美郷台1-15-10	電話0476-23-7711